

横手市屋外広告物条例ハンドブック



令和 2 年 4 月

横手市建設部 都市計画課

目 次

ページ

1. 横手市景観計画に定める屋外広告物に関する事項	1
2. 屋外広告物制度の概要	2～19
3. 条 例	
(1) 横手市屋外広告物条例	20～36
(2) 横手市屋外広告物条例施行規則	37～46
(3) 規則別表（許可基準）	47～54
(4) 参考様式	55～72
(5) 告 示	73～74
①屋外広告物の禁止地域（平成27年横手市告示第48号）	
②屋外広告物の禁止物件（平成25年横手市告示第82号）	
(6) 屋外広告物の個別許可基準	75～82
(7) 屋外広告物市街地認定路線	83
4. 横手市運用例	84～90

1. 横手市景観計画に定める屋外広告物に関する事項

(1) 屋外広告物の規制誘導に関する基本的考え方

屋外広告物は、人々に多様な情報を提供する伝達手段となっているだけでなく、商業地では賑わいや活気を演出するなど、まちの賑わいやイメージにつながる景観上の重要な役割も果たしています。一方で、このような屋外広告物が無秩序に氾濫すると、地域の歴史や文化を今に伝える街並みや建造物などと調和した景観形成が困難になるばかりでなく、市街地の周辺や郊外の幹線道路沿道などでは、周囲の美しい自然的景観の眺望を阻害する要因にもなりかねません。

屋外広告物の表示及び掲出については、本計画における「景観形成の基本方針」「景観づくりの基準」に基づき、周辺景観との調和に十分配慮することとします。

また、屋外広告物の面積や高さ、形状、掲出方法などにかかる制限については、屋外広告物条例で定め、規制誘導を図ります。

(2) 屋外広告物の表示及び掲出に関する配慮事項

区分	内容
設置場所	<ul style="list-style-type: none">周囲の景観に悪影響を与えないような、位置・数量・規模・形態・高さとするよう努めること。建築物を利用するものにあっては、良好な街並み形成や周囲の山並みへの眺望などに配慮して、建築物との一体性に配慮した配置となるよう努めること、並びに低層部への設置に努めること。建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告物はコンパクトに集約化すること。
色彩	<ul style="list-style-type: none">野立広告物にあっては、周辺と調和した意匠、色彩となるよう努めること。建築物を利用するものにあっては、建築物とのと一体的なデザイン及び周辺と調和した色彩となるよう努めること。
材料	<ul style="list-style-type: none">汚れにくく、耐久性のある素材を使用すること。歴史的街並みが残る地区などでは、地域の伝統的な材料あるいは自然素材を用いることが望ましい。
照明	<ul style="list-style-type: none">照明方法、明るさ等については、周辺の良好な景観との調和に努めること。点滅又は回転するランプは使用しないように努めること。

2. 屋外広告物制度の概要

1. 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、秋田県屋外広告物条例（昭和49年秋田県条例第20号）、横手市屋外広告物条例（平成24年横手市条例第45号）

屋外広告物法の規定により、景観行政団体である横手市は、条例で定めるところにより屋外広告物の表示等を制限（規制）することができる。

→ 横手市屋外広告物条例による規制

（屋外広告物業の登録制度（罰則を含む）は、秋田県屋外広告物条例により規制）

- 目的**
- ・ 良好な景観の形成、風致の維持
 - ・ 公衆に対する危害の防止（直接的な危害のほか、見通し不良なども含む。）

- 規制**
- ・ 屋外広告物の表示等の規制（場所、形態を規制）

※ 屋外広告物の表示内容の規制は屋外広告物制度の目的ではない。（表現の自由、政治活動の自由）

→ 表示内容について屋外広告物制度による規制はないが、他の法令により規制される場合がある。（公職選挙法、医療法など）

2. 屋外広告物の定義

屋外広告物に該当する要件は、以下の4つ。

商業広告だけでなく、国や地方公共団体等が表示する営利目的でない広告物もこの要件のすべてを満たしていれば、屋外広告物となる。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。
- ② 屋外で表示されるものであること。
- ③ 公衆に対して表示されるものであること。
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類すること。

- ・ 街頭で配布されるビラやチラシは屋外広告物ではない。
- ・ 一日のうち数時間で掲出と撤去を繰り返す場合も「一定の期間継続」して表示されている広告物に該当する。
- ・ 屋内に表示されている広告物は、それが屋外の不特定多数の公衆に対して表示されるものでも法の規制対象ではない。（例：ショーウインドウ内）
- ・ 建物の外側でも閉鎖的な中庭等にあるものは該当しない。
- ・ 駅、船、空港等の改札口の内側に施設管理権に基づき表示された広告物は「公衆に表示」された広告物ではない。
- ・ 「表示」というのは、一定の観念やイメージが表示されていることをいい、建築物の壁面等に表示された絵画又は写真も「公衆に表示」された広告物に該当する。
- ・ 店先のテント広告、ひさし広告、シャッターへの表示は屋外広告物に該当する。

3. 禁止広告物

どんな広告物等であっても、次のようなものは表示してはならない。【条例第11条】

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用するもの
- ④ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ⑤ 信号機、道路標識又は道路工事用標識等に類似し、又はこれらの効果を妨げるおそれのあるもの
- ⑥ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

上記のほか、屋外広告物条例で規制されていなくても、**違法広告物**（刑法、軽犯罪法、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例等に違反する広告物等）に該当していれば、当然ながら表示してはならない。

4. 禁止地域等

次の地域においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。（ただし、7の禁止地域の適用除外に該当する広告物は表示可能）【条例第5条】

① 住宅地、景観のすぐれた地域、緑地（都市計画法、景観法、都市緑地法）

都市計画法～ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区

景 観 法 ～ 市の景観計画に定めた景観重点地区で市長が指定する区域

都市緑地法 ～ 緑地協定の目的となる土地の区域

② 史跡・名勝・天然記念物に指定された地域（文化財保護法第109条又は110条）

文化財保護法（国指定）～ 大鳥井山遺跡附陣館遺跡

※波宇志別神社神楽殿は、同法第27条による指定なので、上記には該当しません。

③ 風致保安林の区域（森林法第25条）

④ 保存樹林の地域（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）

⑤ 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（自然環境保全法、秋田県自然環境保全条例）

自然環境保全地域（県指定）～ 保呂羽山（大森町八沢木字保呂羽山）

外山（山内大松川字外山水上）

金峰山（平鹿町醍醐字岳平地獄沢）

安本（横手市安本）

⑥ 都市公園の区域（都市公園法）

都市公園法～合計50箇所

《横手 36箇所》光明寺街区公園、花瑞木児童公園、三井寺児童公園、横手駅南児童公園、本郷第一公園、本郷第二公園、水上児童公園、清川児童公園、追廻第一児童公園、追廻第二児童公園、西山児童公園、荒沼児童公園、八王寺公園、七日市公園、記念公園、大鳥公園、横手公園、赤坂総合公園、前郷墓園、梅ノ木街区公園、二ノ口公園、下飛瀬公園、下三枚橋公園、西河畔公園、条里跡広場、金沢公園、旭公園、境町健康広場、堤公園、西ヶ坂史跡公園、木陰沼公園、柳田運動広場、平安の風わたる公園、鶴ヶ池公園、三枚橋1号街区公園、三枚橋2号街区公園

《増田 2箇所》中央児童公園、真人公園

《平鹿 2箇所》浅舞公園、十五野公園

《十文字 7箇所》西原児童公園、腕越児童公園、十文字中央団地児童公園、梨木公園、聖安公園（十文字墓園）、八萩公園、宝竜公園

《雄物川 2箇所》雄物川中央公園、雄物川河川公園

《大森 1箇所》大森公園

⑦ 駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域

⑧ 河川、湖沼、渓谷、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域

⑨ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他市長が指定する公共施設及びその敷地

⑩ 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場

⑪ 社寺、仏堂及び教会の境域

⑫ 道路及び鉄道等のうち、市長が指定する区間

ア 一般国道107号のうち、横手市山内小松川字岩ヘグリ獅子倉トンネルから岩手県境に至るまでの区間

イ 高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線の区間及び高速自動車国道東北中央自動車道の区間並びにこれらの区間から展望できる地域（市街地を除く。）

展望できる地域には、自然的地形から広告物の設置する場所が見えない地域は含まれないが、建物などの構造物により広告物自体が直接見えなくても、当該広告物を含む一円の地域が見える場合には、このエリアが「展望できる地域」に含まれる。

高速道路及び鉄道からの展望規制は、道路路肩又は線路から500m以内に限定される。

市街地 → 経済活動に配慮して規制を緩和する区域（許可を得て表示可能）

- ① 用途地域内の地域（第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く）
- ② 市街化が促進していると市長が認める地区

認定にあたっての判断基準（以下を満たす地区について、横手市景観審議会において審議）

- 商業店舗又は事業所等が集積していること。
- 敷地相互の距離が概ね50m以下である家屋が面的又は線的に概ね20戸以上連たんし、これらに商業店舗又は事業所等が含まれていること。

5. 禁止物件

次の物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。（ただし、
7の禁止物件の適用除外に該当する広告物は表示可能）【条例第6条】

- ① 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- ② 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- ③ 街路樹、路傍樹、保存樹
- ④ 信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール又は歩道さく、こま止め、
里程標その他これらに類するもの
- ⑤ 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- ⑥ 郵便ポスト及び電話ボックスの類
- ⑦ 送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑧ 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- ⑨ 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- ⑩ 景観重要建造物、景観重要樹木（景観法）
- ⑪ 電柱、街灯柱その他これらに類するもので市長が指定するもの
 - ・市道横手環状線のうち、市道中央線交点から終点に至るまでの区間に存する電柱、街
灯柱その他電柱の類で、周囲の景観に配慮しその表面に木に擬した加工その他これに類
する加工を施したもの。
- ⑫ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（⑪に掲げるものを除く。）には、簡
易な広告物（はり紙、はり札、立看板、広告旗）を表示してはならない。
 - ・袖形広告、巻付広告のみ許可を受けて表示可能。（広告物等の共通・個別許可基準を
参照）
 - ・電柱等の所有者又は管理者が管理上掲出する広告物は表示可能。

⑯ 道路の路面

※ ①から⑫の物件が道路区域内にある場合は、別途、道路法に基づく規制も適用となる。

6. 許可地域等（禁止地域等以外の地域又は場所、許可が必要）

禁止地域等以外の地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場合には許可が必要。【条例第7条】（ただし、7の適用除外等に該当する広告物等は、原則として許可を受けずに掲出可能。**7-(4)-③に限り許可必要。**）

7. 適用除外等

規制対象の広告物等であっても、社会生活に最低限必要なものについてはその規制が緩和される。【条例第9条】ただし、**③の禁止広告物等に該当するものについては、適用除外の対象とはならない。**

(1) 全ての地域で許可不要で表示又は設置できる広告物等（禁止地域・禁止物件にも表示可能だが、他人が所有又は管理する場合には、その者の承諾が必要。広告物協定地区にも表示又は設置可能。）

① 他の法令の規定により表示し、又は設置する広告物等

道路標識、建築確認表示、建築工事現場標識、廃棄物処分場の表示、ガソリンスタンドにおける「セルフ」及び「油種」の表示など。

② 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等

③ 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等

選挙期間中のみ適用除外。通常の政治活動に係る広告物については、(3)～(8)に該当。

④ その他規則で定める広告物等

基準（規則別表第2）

- 表示し、又は設置する期間が1月以内であること。
- 共通許可基準、個別許可基準に適合しているものであること。
- 交通安全を目的に表示するものであること。
- 国又は地方公共団体が後援する祭典等により表示するものであること。

(2) 広告物協定地区以外の全ての地域で許可不要で表示できる広告物等（禁止地域・禁止物件にも表示又は設置可能だが、他人が所有又は管理する場合には、その者の承諾が必要。）

- ① 公益上必要な施設又は物件に、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示するもの

基準（規則第5条第2項）

- ・ 寄贈者名等の表示は、1平面1個に限る。
- ・ 寄贈者名等の表示は、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたものの大さの20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以内であること。
- ・ 共通許可基準に適合しているものであること。

- (3) 広告物協定地区以外の全ての地域で許可不要で表示又は設置できる広告物等
（禁止地域でも表示又は設置可能だが、禁止物件には表示不可）

- ① 自家広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

自家広告物等 ~ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場若しくはこれらの駐車場で一般の利用に供するものに表示し、又は設置する広告物並びに案内板

基準（規則第5条第3項）禁止地域等

- ・ 表示面積の合計が5m²以下であること。（この基準を満たさない場合であっても、許可を受ければ表示可能）
- ・ 伝統建造物群保存地区において、自家広告物等が伝統的建造物と認められたときは、上記の表示面積に算定しない。
- ・ 共通許可基準、個別許可基準に適合しているものであること。
- ・ 伝統建造物群保存地区における自家広告物等については、光源が点滅し、又はネオンサインを有する広告塔若しくは廣告板、屋上廣告塔若しくは屋上廣告板を設置することができない。

基準（規則第5条第4項）許可地域等

- ・ 表示面積の合計が10m²以下であること。（この基準を満たさない場合であっても、許可を受ければ表示可能）
- ・ 共通許可基準、個別許可基準に適合しているものであること。

- ② 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

基準（規則第5条第5項）

- ・ 表示面積の合計が2m²以下であること。
- ・ 共通許可基準に適合しているものであること。

③ 工事現場の板塀等に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

基準（規則第5条第6項）

- ・当該工事期間中に限り表示するものであること
- ・空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写し、又は被写体とした絵画又は写真であって営利を目的としないものであること
- ・上記に該当しない場合は、表示面積の合計が10m²以下であること
- ・共通許可基準に適合しているものであること。

④ 祭典、縁日又は年中行事のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等

⑤ 講演会、展覧会、音楽会、スポーツ大会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等

⑥ 人、動物、車両（電車又は自動車を除く）、船舶等に表示される広告物

⑦ 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物

⑧ 政治資金規正法第6条第1項の届出を経た政治団体が表示し、又は設置するはり紙、はり札、立看板又は広告旗で、規則に定める基準に適合するもの

政治団体～政治資金規正法の規定による届出を選挙管理委員会に行った団体をいう。

基準（規則第5条第7項）

- ・表示面積　はり紙、はり札、広告旗は1m²以内。立看板は4m²以内。
- ・表示期間　はり紙は1月以内。はり札、広告旗、立看板は2月以内。
- ・表示（設置）する者の氏名（名称）、連絡先、表示期間を明示すること。
- ・表示（設置）する土地又は建築物等を他人が所有又は管理する場合には、その所有者等の承諾を得ていること。
- ・共通許可基準に適合しているものであること。
- ・この基準を満たさない場合であっても、許可を受ければ掲出可能

(4) 禁止物件に表示できる広告物等（禁止地域、広告物協定地区には表示不可）

① 石垣、擁壁の類、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの、景観重要建造物若しくは景観重要樹木に、その所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

基準（規則第5条第8号）

- ・表示面積の合計が5m²以下であること。
- ・共通許可基準に適合しているものであること。

② 禁止物件 ((4)-①を除く) の所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物

③ 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもので、市長の許可を受けて表示する広告物

基準（規則別表第3）

- 公共的目的をもって表示するものであること
- 宣伝の用に供するものでないこと
- 共通許可基準に適合しているものであること。

(5) 許可地域であっても許可不要で表示できる広告物等（禁止地域・禁止物件には表示又は設置不可）

① 営利を目的としない講演会、展覧会、音楽会、スポーツ大会等又は労働組合等の宣伝のために表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

基準（規則別表第4）

- 表示し、又は設置する期間が1月以内であること
- 共通許可基準、個別許可基準に適合しているものであること。

② 公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等

③ はり紙、はり札、立看板又は広告旗で、規則で定める基準に適合するもの

基準（規則別表第4）

- 自家広告物等であること
- 表示し、又は設置する広告物の数は、自家広告物等のある敷地が道路に接している部分の長さ（メートル）を5で除して得た数に5を加えた数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる）以下であること。
- 道路に接して、立看板等又は広告旗を表示し、又は設置する場合は、相互の間隔を5メートル以上とすること。
- 共通許可基準、個別許可基準に適合しているものであること。

8. 許可制度

広告物等が表示又は設置される地域又は物件が、禁止地域等又は禁止物件でない場合や、禁止の適用除外となる場合であっても、広告物の適正な表示を確保するための制度。

許可の基準は、条例の目的である、良好な景観の形成、風致の維持と公衆に対する危害の防止の観点から定められており、許可の基準に合致していれば許可される。ただし、条例の目的を達成するため、許可にあたって条件を付す場合がある。

基準（規則別表第1） → 広告物等の共通・個別許可基準を参照

(1) 許可申請者（屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者）

- 広告物の広告主（表示に責任を負う者）
- 掲出物件の所有者等（設置に責任を負う者）
- 掲出物件の設置及び広告物の表示を一括して請け負った者

(2) 許可申請

屋外広告物許可申請書（正副2通）に必要書類を添付して、設置の**10日前までに**横手市建設部都市計画課計画担当に提出。

※許可申請の前に、必ず事前協議を行うこと。

(3) 手数料

横手市手数料条例（平成17年横手市条例第93号）に定められている。

【35ページ参照】

- 徴収した手数料は、還付しない。
- 政治団体（7-(3)-⑧・参照）が政治活動に係るはり紙、はり札、広告旗又は立看板を設置するため許可を得ようとする場合の手数料は免除。

(4) 許可期間

規則別表第1において広告物の区分ごとに許可期間が定められている。

- | | |
|---------------|------|
| • はり紙、アドバルーン | 1月以内 |
| • はり札、立看板、幕、旗 | 2月以内 |
| • 広告塔、広告板 | 3年以内 |

(5) 更新許可申請

屋外広告物表示（設置）許可等更新申請書（正副2通）に必要書類を添付して、許可期間満了日の10日前までに横手市建設部都市計画課計画担当に提出。

あらかじめ安全性を点検し、屋外広告物安全点検報告書を更新申請書と併せて提出。（はり紙、はり札、立看板及び広告旗は不要）

なお、広告物等に異常があり、改善措置をとらずに点検報告をした場合は、速やかに必要な措置を講じ、屋外広告物安全点検報告書に基づく改善措置完了報告書を提出。

許可申請手数料、許可期間は新規許可と同じ。

(6) 変更（改造）許可申請

屋外広告物変更（改造）許可申請書（正副2通）に必要書類を添付して、変更又は改造しようとする日の10日前までに横手市建設部都市計画課計画担当に提出。

添付書類：変更又は改造の内容を示す図書

許可申請手数料、許可期間は新規許可と同じ。

申請不要な軽微な変更等：既設の広告物等の表示内容、色彩、意匠、大きさ、構造、位置等に変更を加えない程度の修繕、補強又は塗替え。掲示板に表示される新聞、ポスター等の短期的かつ定期的な取替え。自己の営業の内容を表示する広告幕の取替え等。【規則第9条第3項】

(7) 屋外広告物許可・確認済標識の表示

許可を受けた広告物等には、許可期間中、屋外広告物許可・確認済標識（様式第1号）を表示しなければならない。広告物等がはり紙の場合には、屋外広告物許可・確認済印（様式第2号）を押印する。

- 許可済証を掲示する場所は、広告物が掲出される物件、建築物及び工作物の見やすい箇所でよい。
- はり紙の場合は、許可・確認済印押印のため、はり紙そのものを提出する必要がある。

(8) 表示又は設置の完了の届出【規則第4条】

屋外広告物表示（設置）完了届出書に必要書類を添付して、速やかに横手市建設部都市計画課計画係に提出。ただし、当該許可の期間が2月以内の広告物等については、届出不要。

(9) 許可の取消し【条例第19条】

- 許可条件に違反
- 無許可の変更・改造等
- 違反広告物等に対する是正措置命令違反（10を参照）
- 虚偽申請等不正な手段により許可取得

※ 秋田県屋外広告物条例に定める屋外広告物業の登録制度（罰則を含む）について
屋外広告物業の登録制度（罰則を含む）については、横手市屋外広告物条例での
規定がないため、これまでどおり県条例により手続きを行うこと。

県条例第18条	屋外広告業の登録
第18条の2	登録の申請
第18条の3	登録の実施
第18条の4	登録の拒否
第18条の5	変更の届出
第18条の6	屋外広告業者登録簿の閲覧
第18条の7	廃業等の届出
第18条の8	登録の抹消
第18条の9	業務主任者の設置
第18条の10	標識の掲示
第18条の11	帳簿の備付け等
第19条	講習会
第20条	登録の取消し等
第20条の2	屋外広告業者監督処分簿
第20条の3	立入検査等
第21条	屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告

9. 表示者（管理者）の義務

(1) 管理義務【条例第17条】

屋外広告物等を表示（設置）する者又はこれらを管理する者には、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持する義務がある。

適用除外に該当し許可を受ける必要のない広告物等も含め、すべての広告物等について義務が生じる。

(2) 管理者の設置【条例第30条】

許可を受けて表示（設置）する広告物等には、これらを管理する者を設置しなければならない。

- はり紙、はり札、立看板及び広告旗【規則第19条】については、管理者の設置義務なし。
- 高さが4mを超える大規模な広告物等【規則第20条】の管理者には、次のいずれかの資格が必要。
 - ①屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者
 - ②建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

(3) 届出の義務【条例第31条】

次に該当する場合には、それぞれの事実発生後、**5日以内に届出**が必要。

- **管理する者を設置した場合**
 - **屋外広告物管理者（表示者・設置者）設置（変更）届出書**
※屋外広告物許可申請書において、管理者欄に必要事項を記載した場合は、届出不要。
- **表示者・設置者又は管理者[氏名（名称）、住所]に変更があった場合**
 - **屋外広告物管理者（表示者・設置者）設置（変更）届出書**
- **許可を受けた広告物等が滅失した場合**
 - **屋外広告物除却（滅失）届出書**

(4) 除却義務【条例第18条】

次の事実発生後、遅滞なく当該広告物等を除却し、**屋外広告物除却（滅失）届出書**を提出しなければならない。

- 許可期間が満了し、更新許可を受けない場合
- 許可が取り消された場合
- 広告物等を表示（設置）する必要がなくなった場合
- 規制変更に伴う経過措置期間が経過し、許可を受けない（受けられない）場合

10. 違反に対する措置

(1) 勧告【条例第20条】

市長は違反広告物の表示者・設置者又は管理者に対し期間を定めて必要な措置をとるべきことを勧告できる。

(2) 措置命令【法第7条第1項、条例第21条第1項】

※(1)の勧告を受けたものが正当な理由なく措置をとらなかった場合

違反広告物等の表示者・設置者又は管理者に対し、市長は違反広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

- 必要な措置～違反広告物等の除却、改修等
- 措置命令に従わない場合、許可の取り消しや行政側による除却の対象となる。

(3) 違反広告物等の除却

- ① 表示者・設置者又は管理者が確知できないとき、【法第7条第2項、条例第21条第2項】の措置を市長自ら行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却する旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。

- ② 表示者・設置者又は管理者が措置命令に係る義務を履行しないとき、履行しても十分でないとき、履行期限までに完了する見込みがないときは、市長等がその措置を行い、その費用を義務者から徴収することができる。【法第7条第3項】

③ 簡易除却【法第7条第4項、規則第13条第1項】

違反広告物等が簡易な広告物等である場合には、①、②の手続きによらず、その場で即時に除却する。

【簡易除却の対象となる簡易な広告物等】

	要件1	要件2
はり紙		・条例の規定に明らかに違反
はり札等	容易に取り外し可能	・条例の規定に明らかに違反
広告旗（台を含む）	容易に移動・取り外し可能	・放置されていることが明白
立看板等（台を含む）	容易に移動可能	（5日程度）

(4) 除却後

- ① 除却した広告物等については、その旨を告示するとともに保管広告物等一覧簿を作成し、一般に供覧する。【法第8条第1項及び第2項、条例第22条、第23条】

告示の期間

- (1) 簡易除却（はり紙を除く）により除却 → 告示の日から2日間
(2) (1) 以外の広告物等 → 告示の日から2週間

告示の内容

保管した広告物等の名称又は種類・数量、放置されていた場所、除却した日、保管開始日時・保管場所、その他保管した広告物等を返還するため必要と認められた事項

- ② 保管した広告物等の売却 【法第8条第3項及び第5項、条例第25条、規則第16条】

保管した広告物等について、当該広告物等が滅失するおそれがある場合、又は告示から一定の期間経過してもなお所有者等に返還できない場合で、保管費用が高額となる場合には、これを売却し、代金を保管することができる。

※売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

告示から一定の期間経過【条例第26条】

- (1) 簡易除却（はり紙を除く）により除却した広告物 → 告示から2日以上経過
(2) 特に貴重な広告物等 → 告示から3ヶ月以上経過
(3) 上記以外の広告物等 → 告示から2週間以上経過

- ③ 保管した広告物等の返還 【条例第27条、規則第17条】

保管した広告物等の所有者等に対して、受領書（様式第5号）と引換に返還する。

- ④ 保管した広告物等の廃棄 【法第8条第4項】

保管した広告物等の価額が著しく低い場合、又は売却しても買受人がないことが明らかである場合には、保管した広告物等を廃棄することができる。

- ⑤ 除却費用の負担 【法第8条第6項】

除却、保管、売却、告示その他、違反広告物等に対する措置に要した費用は、その所有者等に負担させることができる。

- ⑥ 所有権の帰属 【法第8条第7項】

告示の日から6月を経過してもなお保管した広告物等（売却した代金を含む。）を返還することができない場合には、その所有権は市に帰属する。

11. 罰則

違反広告物等に対する是正命令に従わない場合など、条例の規定に違反する行為を行った者は、その違反内容に応じ次のような処分の対象となる。

また、社員・従業員等が罰金刑の対象となる違反行為を行った場合には、当該社員・従業員等だけでなく、その法人や事業主も同様の罰金刑の対象となる。【条例第37条～第40条】

(1) 30万円以下の罰金

- ① 条例第5条、第6条及び第7条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した場合
- ② 条例第14条の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した場合
- ③ 条例第18条第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった場合
- ④ 条例第21条第1項の規定による市長の命令に違反した場合

(2) 20万円以下の罰金

- ① 条例第28条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(3) 10万円以下の罰金

- ① 条例第16条の規定に違反して許可等の証票をはり付けなかった場合
- ② 条例第18条第2項の規定に違反した場合
- ③ 条例第31条の規定に違反した場合

3. 条例

目次

第1条	目的
第2条	定義
第3条	広告主及び屋外広告業を営む者の責務
第4条	市等の責務
第5条	禁止地域等
第6条	禁止物件
第7条	許可地域等
第8条	広告物協定地区
第9条	適用除外等
第10条	経過措置
第11条	禁止広告物
第12条	許可等の期間及び条件
第13条	許可等の期間の更新
第14条	変更等の許可等
第15条	許可の基準
第16条	許可等の表示
第17条	管理義務
第18条	除却義務
第19条	許可等の取消し
第20条	勧告
第21条	違反に対する措置
第22条	広告物等を保管した場合の公示事項
第23条	広告物等を保管した場合の公示の方法等
第24条	広告物等の価額の評価の方法
第25条	保管した広告物等を売却する場合の手続
第26条	公示の日から売却可能となるまでの期間
第27条	広告物等を返還する場合の手續
第28条	立入検査等
第29条	処分、手続等の効力の承継
第30条	管理する者の設置
第31条	管理する者等の届出
第32条	告示
第33条	審議会
第34条	許可等申請手数料
第35条	適用上の注意
第36条	規則への委任
第37条	罰則
第38条	罰則
第39条	罰則
第40条	両罰規定

(1) 横手市屋外広告物条例

平成24年横手市条例第45号

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 広告物等の規制（第5条～第32条）

第3章 補則（第33条～第36条）

第4章 罰則（第37条～第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）及び横手市景観計画の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び掲出物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制又は誘導を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）掲出物件 広告物を掲出する物件

（2）広告物等 広告物又は掲出物件

（3）自家広告物等 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場若しくはこれらの駐車場で一般の利用に供するものに表示し、又は設置する広告物等

（4）広告主 自ら広告物等を表示し、又は設置するもの及び屋外広告業を営む者その他の者に委託し、又は依頼してこれらの行為を行わせる者

（5）鉄道等 鉄道、軌道及び索道

(広告主及び屋外広告業を営むものの責務)

第3条 広告主及び屋外広告業を営む者は、広告物等の表示又は設置に当たっては、この条例の規定を遵守するとともに、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するよう努めるものとする。

(市等の責務)

第4条 市は、広告物等に関する規制又は誘導を通じて、良好な景観又は風致の維持及び公衆に対する危害の防止並びに地域の良好な景観の形成のための施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市民及び事業者は、前項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 広告物等の規制

(禁止地域等)

第5条 次に掲げる良好な景観の保全を優先すべき地域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により策定した市の景観計画（以下「景観計画」という。）に定めた景観重点地区で市長が指定する区域
- (3) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5章の規定により定められた緑地協定の目的となる土地の区域
- (4) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第143条第2項に規定する条例により指定された地域
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達

成するために同項又は同法第25条の2第2項の規定により指定された保安林（同項後段において準用する同法第25条第2項の規定により指定された保安林を除く。）の区域

- (6) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により保存樹林として指定された樹木の集団のある地域
- (7) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）及び鉄道等の市長が指定する区間
- (8) 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- (9) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条の規定により指定された自然環境保全地域
- (10) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域
- (11) 駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (12) 河川、湖沼、渓谷、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (13) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他市長が指定する公共施設及びその敷地
- (14) 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場
- (15) 社寺、仏堂及び教会の境域
- (16) その他市長が特に必要と認めた地域又は場所

（禁止物件）

第6条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹
- (4) 信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール又は歩道さく、こま止め、里程標その他これらに類するもの
- (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら

- (6) 郵便ポスト及び電話ボックスの類
 - (7) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (8) 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
 - (9) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
 - (10) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- 2 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（前項第11号に掲げるものを除く。）には、はり紙、はり札、立看板、及び広告旗を表示してはならない。
- 3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

（許可地域等）

第7条 禁止地域等以外の地域又は場所（以下「許可地域等」という。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

（広告物協定地区）

第8条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち公共施設の用に供する土地その他市長が指定する土地を除く。）の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、一定の区域を定め当該区域の景観を形成するため、当該区域における広告物等に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結した場合において、当該広告物協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

- 2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 広告物協定の目的となる土地の区域（以下「広告物協定地区」という。）
 - (2) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項
 - (3) 広告物協定の有効期間

(4) 広告物協定に違反した場合の措置

(5) その他広告物協定の実施に関する事項

3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合にあっては、その全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならぬ。

4 市長は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対し、技術的助言、支援等を行うよう努めなければならない。

5 広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第1項又は第3項の認定後、市長に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができる。

6 第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定に加わっていない者で当該広告物協定地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、当該広告物協定の内容に配慮するよう努めるものとする。

7 市長は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区において広告物を表示した者若しくは表示しようとする者又は掲出物件を設置した者若しくは設置しようとする者に対し、当該広告物協定地区の景観を形成するために必要な指導又は助言をすることができます。

8 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合にあっては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

(適用除外等)

第9条 次に掲げる広告物等については、第5条から前条までの規定は適用しない。

(1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等

(3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件

(4) その他規則で定める広告物等

2 公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第5条から第7条までの規定は、適用しない。

3 次に掲げる広告物等については、第5条及び第7条の規定は、適用しない。

(1) 自家広告物等で規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(4) 祭典、縁日又は年中行事のため一時的に表示し、又は設置する広告物等

(5) 講演会、展覧会、音楽会、スポーツ大会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等

(6) 人、動物又は車両（電車又は自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物

(7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に当該地方公共団体の定める規定に従って表示される広告物

(8) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出を経た政治団体が表示し、又は設置するはり紙、はり札、立看板又は広告旗で規則で定める基準に適合するもの

4 次に掲げる広告物等については、第6条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(1) 第6条第1項第2号、第7号、第8号又は第10号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、第6条第1項各号に掲げる物件及び同条第2項に規定する電柱、街灯柱その他これらに類するものでその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物

(3) 前2号に掲げる広告物を掲出する物件

- (4) 第6条第1項第8号に掲げる物件に表示する広告物で規則で定める基準により市長の許可を受けて表示するもの
- 5 次に掲げる広告物等については、第7条の規定は、適用しない。
- (1) 営利を目的としない講演会、展覧会、音楽会、スポーツ大会等又は労働組合等の宣伝のために表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
 - (3) はり紙、はり札、立看板又は広告旗で規則で定める基準に適合するもの
- (経過措置)

第10条 第5条又は第6条の規定により新たに禁止地域等又は広告物等の表示若しくは設置が禁止される物件となった場合において、当該禁止地域等となった地域若しくは場所又は禁止される物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等についてこれらの規定の適用については、当該禁止されることとなった日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあっては、当該許可の期間。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までの間。）は、なお従前の例による。ただし、当該広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、この限りでない。

- 2 第8条の規定による市長の指定又は認定があった場合において、当該指定又は認定により新たに広告物協定地区となった区域に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該指定又は認定の日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあっては、当該許可の期間。）は、なお従前の例による。ただし、当該広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、この限りでない。

(禁止広告物)

第11条 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 規則で定める塗料等を使用するもの

(4) 倒壊又は落下のおそれのあるもの

(5) 信号機、道路標識又は道路工事用標識等に類似し、又はこれらの効果を妨げるおそれのあるもの

(6) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(許可等の期間及び条件)

第12条 市長は、この条例の規定による許可又は確認（以下「許可等」という。）をする場合においては、許可等の期間を定めるほか良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付すことができる。

2 前項の許可等の期間は、3年を超えない範囲で広告物等の種類ごとに規則で定める期間を超えることができない。

(許可等の期間の更新)

第13条 市長は、この条例の規定による許可等を受けたものの申請に基づき許可等の期間を更新することができる。

2 前項の規定による許可等の期間の更新を申請しようとする者は、当該許可等の期間の更新を受けようとする広告物等について、規則で定めるところによりあらかじめ倒壊又は落下のおそれの有無その他の安全性を点検し、その結果を市長に報告しなければならない。

3 前条の規定は、第1項の許可等の期間の更新について準用する。

(変更等の許可等)

第14条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより市長の許可等を受けなければならない。

2 第12条の規定は、前項の変更等の許可等について準用する。

(許可の基準)

第15条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観計画に定めた広告物の表示等の制限に関する事項のうち規則で定める共通許

可基準に適合しているものであること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合しているものであること。

2 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合において、特にやむを得ないと認めたときは、横手市景観条例（平成24年横手市条例第29号）第31条の横手市景観審議会の協議を経て、これを許可することができる。
(許可等の表示)

第16条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物等に、規則で定める許可等の証票を貼り付けておかなければならぬ。ただし、規則で定める許可等の押印を受けたものについては、この限りでない。

2 前項の許可等の証票又は許可等の押印は、許可等の期限を明示したものでなければならない。

(管理義務)

第17条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに關し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(除却義務)

第18条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可等又は届出に係る表示又は設置の期間が満了したとき、第19条の規定により許可等が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。第10条に規定する広告物等について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可等に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(許可等の取消し)

第19条 市長は、この条例の規定による許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を取り消すことができる。

- (1) 第12条第1項（第13条第3項又は第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可等の条件に違反したとき。
- (2) 第14条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第21条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可等を受けたとき。

(勧告)

第20条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者に対し、期間を定めて当該広告物等の除却その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(違反に対する措置)

第21条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、当該勧告に係る広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、当該勧告に係る広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者を確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。

(広告物等を保管した場合の告示事項)

第22条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日
- (3) 広告物等の保管を始めた日及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められた事項

(広告物等を保管した場合の告示の方法等)

第23条 法第8条第2項の規定による告示は、保管後速やかに次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、告示の日から2週間（法第8条第3項第1号に規定する広告物にあっては2日間）、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等であって、前号の告示の期間が満了しても、なお広告物等の所有者等（同条第2項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その告示の要旨を市の広報紙に登載し、又は規則で定める方法により告示すること。

2 市長は、前項に規定する告示を行うとともに、規則で定める保管広告物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを閲覧に供しなければならない。

(広告物等の価額の評価の方法)

第24条 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めたときは、当該広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第25条 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、規則に定めるところにより、競争入札その他の方法により行うものとする。

(告示の日から売却可能となるまでの期間)

第26条 法第8条第3項各号で定める期間は、次のとおりとする。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日

(2) 特に貴重な広告物等 3月

(3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

(広告物等を返還する場合の手続)

第27条 法第8条第1項の規定により保管した広告物等（同条第3項の規定により売却した代金を含む。）を返還するときは、返還を受けようとする者に、その者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査等)

第28条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第29条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者が行った手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者が行ったものとみなし、従前のこれらの者に対して行った処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対して行ったものとみなす。

(管理する者の設置)

第30条 この条例の規定による許可等に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める小規模な広告物等については、この限りでない。

2 規則で定める大規模な広告物等について前項の規定により置かれる管理する者は、法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者その他規則で定める資格を有する者で

なければならない。

(管理する者等の届出)

第31条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、前条第1項の規定により管理する者を置いたときは、5日以内に規則で定めるところにより当該管理する者の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可等に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があった場合において、新たにこれらの者となった者は、5日以内に規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可等に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらの広告物等が滅失したときは、5日以内に規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可等に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、5日以内に規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(告示)

第32条 市長は、第5条及び第6条の規定による指定をし、又はこれらを変更したとき、並びに第8条の規定による認定をしたときは、その旨を告示するものとする。

第3章 補則

(横手市景観審議会の意見の聴取)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、横手市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 第5条及び第6条の規定による指定をし、若しくは第8条の規定による認定をし、又はこれらを変更しようとするとき。

(2) 第9条第2項、第3項第1号から第3号まで、第4項若しくは第5項第1号若しくは第15条第1項各号に規定する基準を変更しようとするとき。

(許可等申請手数料)

第34条 この条例の規定による許可等（その更新又は変更等を含む。）を受けようとする者は、横手市手数料条例（平成17年横手市条例第93号）の定めるところにより手数料を納めなければならない。

(適用上の注意)

第35条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(規則への委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

(罰則)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条、第6条及び第7条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第14条の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者
- (3) 第18条第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者
- (4) 第21条第1項の規定による市長の命令に違反した者

第38条 第28条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条の規定に違反して許可等の証票を貼り付けなかった者
- (2) 第18条第2項の規定に違反した者
- (3) 第31条の規定に違反した者

(両罰規定)

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人

又は人の業務に關し第37条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に秋田県屋外広告物条例（昭和49年秋田県条例第20号。以下「県条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に県条例の規定により表示され、又は設置されている広告物等であって、当該許可を受け、又は届出をした期間の満了時に第5条及び第9条の規定に適合せず、及び改修、移転又は除却が容易でないと市長が認めたものにあっては、3年を超えない範囲で広告物の種類ごとに規則で定める期間において、この条例の相当規定により許可の期間を更新することができる。

4 この条例の施行の際現に県条例の規定により表示され、又は設置されている広告物等（前項の規定に該当するものを除く。）で、この条例の規定により禁止され、又は制限された地域若しくは物件に表示等されているものにあっては、この条例の施行の日から6月を経過する日までの間は、この条例の規定は、適用しない。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(禁止地域等の指定等の特例)

6 第33条の規定にかかわらず、市長は、この条例の施行の日に限り、横手市景観審議会の意見を聴かないで、第5条又は第6条の規定による指定をすることができる。

(横手市手数料条例の一部改正)

7 横手市手数料条例（平成17年横手市条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表第7に次のように加える。

8 横手市屋外広告物 条例(平成24年横 手市条例第45号) の規定による許可 等(その更新又は 変更等を含む。)を 受けようとする者 は、次の表に掲げ る広告物等の区分 に応じた額	広告塔又は広 告板(発光装置 又は照明装置 を有するもの)	表示面積1平方メートル未満 のもの	1個	2,300円
		表示面積1平方メートル以上 5平方メートル未満のもの	1個	2,600円
		表示面積5平方メートル以上 10平方メートル未満のもの	1個	3,300円
		表示面積10平方メートル以上 のもの	1個	3,600円に10平方メー トルを超える部分が1 平方メートル増すごと に100円を加算した額
	広告塔又は広 告板(その他の もの)	表示面積1平方メートル未満 のもの	1個	500円
		表示面積1平方メートル以上 5平方メートル未満のもの	1個	900円
		表示面積5平方メートル以上 10平方メートル未満のもの	1個	1,700円
		表示面積10平方メートル以上 のもの	1個	1,900円に10平方メー トルを超える部分が1 平方メートル増すごと に100円を加算した額
	はり紙	50枚	300円	
	はり札	1枚	100円	
	立看板	1枚	300円	
	広告旗	1枚	500円	
	広告幕	1枚	500円	
	アドバリーン	1個	2,300円	

備考

- 1 表示面積の計算方法は、規則で定める。
- 2 はり紙の枚数が50枚に満たないときは、はり紙の枚数に50枚未満の端数があるときは、それぞれ50枚とする。
- 3 この表において「表示面積」とは、広告塔又は広告板の表示部分の面積をいう。

(2) 横手市屋外広告物条例施行規則

目 次

- 第1条 趣旨
- 第2条 定義
- 第3条 許可の申請等
- 第4条 表示又は設置の完了の届出
- 第5条 適用除外の基準
- 第6条 適用除外による許可の申請等
- 第7条 蛍光塗料等の禁止
- 第8条 許可等の期間の更新の申請等
- 第9条 変更等の許可等の申請等
- 第10条 許可の基準
- 第11条 許可等の表示
- 第12条 除却の届出
- 第13条 違反はり紙等除却者の身分証明書
- 第14条 広告物等を保管した場合の公示の場所
- 第15条 保管広告物等一覧簿
- 第16条 保管した広告物等を売却する場合の手続
- 第17条 受領書
- 第18条 立入検査者の身分証明書
- 第19条 小規模な広告物等に係る管理する者の設置の適用除外
- 第20条 大規模な広告物等に係る管理する者の資格
- 第21条 管理する者等の届出等
- 第22条 面積の計算方法
- 第23条 台帳等の備付

横手市屋外広告物条例施行規則

平成24年横手市規則第74号

(趣旨)

第1条 この規則は、横手市屋外広告物条例（平成24年横手市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(許可の申請等)

第3条 条例第7条の規定により許可を受けようとする者は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする日の10日前までに、屋外広告物許可申請書（長期の広告物用）又は屋外広告物許可申請書（短期の広告物用）正副2通に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の状況を知り得る見取図
- (2) 広告物等を表示し、又は設置する場所の状況を知り得るカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したものに限る。）
- (3) 広告物等の形状、材料及び構造を明らかにした図面
- (4) 広告物等の色彩、意匠及び光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。）の1分間当たりの回数並びに面積を明らかにした図面
- (5) 他人が所有し、又は管理する土地、建物等に表示し、又は設置する広告物等の場合、当該土地、建物等の使用承諾書
- (6) 他の法令の規定により許可を要する広告物等の場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し
- (7) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の場合において、当該申請に係る広告物等の種類が、はり紙、はり札、立看板、広告旗、広告幕又はアドバルーンであつて市長が認めたときは、添付書類の一部を省略することができる。

3 市長は、第1項の申請について許可をしたときは、当該許可に係る申請書の副本に許可・確認印を押印し、許可・確認済標識（様式第1号）、又は許可・確認済印（様式第2号）を押印した当該許可に係る広告物を添えて、当該申請をした者に交付するものとする。

（表示又は設置の完了の届出）

第4条 条例第7条の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等の表示又は設置を完了したときは、速やかに屋外広告物表示（設置）完了届出書に当該広告物等の状況を知り得るカラー写真を添えて、市長に届け出るものとする。ただし、当該許可の期間が2月以内の広告物等については、この限りでない。

（適用除外の基準）

第5条 条例第9条第1項第4号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

2 条例第9条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 寄贈者名等の表示は、1平面1個に限る。
- (2) 寄贈者名等の表示は、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたものの大さの20分の1以下かつ0.5平方メートル以内であること。
- (3) 別表第1に掲げる共通許可基準（以下「共通許可基準」という。）に適合しているものであること。

3 条例第9条第3項第1号の規則で定める基準のうち禁止地域等における自家広告物等についての基準は、次のとおりとする。

- (1) 表示面積の合計が5平方メートル以下であること。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。
- (2) 条例第5条第1号に定める伝統的建造物群保存地区において、自家広告物等が伝統的建造物と認められたときは、前号に定める表示面積に算定しない。
- (3) 共通許可基準に適合しているものであること。
- (4) 前3号に掲げる基準のほか、前3号に定めのない基準については、別表第1に掲げる個別許可基準（以下「個別許可基準」という。）に適合しているものであること。

ただし、条例第5条第1号に定める伝統的建造物群保存地区における自家広告物等については、光源が点滅し、又はネオンサインを有する広告塔若しくは広告板、屋上広告塔若しくは屋上広告板を設置することができない。

4 条例第9条第3項第1号の規則で定める基準のうち許可地域等における自家広告物等についての基準は、次のとおりとする。

- (1) 表示面積の合計が10平方メートル以下であること。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。
- (2) 共通許可基準に適合しているものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個別許可基準に適合しているものであること。

5 条例第9条第3項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計が2平方メートル以下であること。
- (2) 共通許可基準に適合しているものであること。

6 条例第9条第3項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該工事期間中に限り表示すること。
- (2) 空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写し、又は被写体とした絵画又は写真であって営利を目的としないものであること。
- (3) 前号に該当しない広告物を表示する場合にあっては、当該広告物の表示面積の合計が10平方メートル以下であること。
- (4) 共通許可基準に適合しているものであること。

7 条例第9条第3項第8号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 表示面積は、はり紙、はり札又は広告旗にあっては1平方メートル以内、立看板にあっては4平方メートル以内とすること。
- (2) 表示期間は、はり紙にあっては1月以内、はり札、広告旗、立看板にあっては2月以内とすること。
- (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者の氏名又は名称及び連絡先並びに広

告物の表示期間を明示すること。

- (4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する土地又は建築物等が他人の所有又は管理に属する場合にあっては、その所有者又は管理者の承諾を得ていること。
- (5) 共通許可基準に適合しているものであること。

8 条例第9条第4項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 表示面積の合計が5平方メートル以下であること。
- (2) 共通許可基準に適合しているものであること。

9 条例第9条第4項第4号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

10 条例第9条第5項第1号及び第3号の規則で定める基準は、別表第4のとおりとする。

(適用除外による許可の申請等)

第6条 条例第9条第4項第4号の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（長期の広告物用）正副2通に第3条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定は、前項の許可について準用する。

(蛍光塗料等の禁止)

第7条 条例第11条第3号の規則で定める塗料等は、蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料とする。

(許可等の期間の更新の申請等)

第8条 条例第13条第1項の規定により許可等の期間の更新を申請しようとする者は、当該許可等の期間が満了する日の10日前までに、屋外広告物表示（設置）許可等更新申請書正副2通に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 広告物等を表示し、又は設置する場所の状況を知り得るカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したものに限る。）
- (2) 他人が所有し、又は管理する土地、建物等に表示し、又は設置する広告物等の場合には、当該土地、建物等の使用承諾書
- (3) 他の法令の規定により許可を要する広告物等の場合は、当該許可を受けているこ

とを証する書面の写し

(4) その他市長が必要と認めた書類

- 2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の許可等の期間の更新について準用する。
- 3 条例第13条第2項の規定による安全性の点検の報告は、第1項の規定による申請の際、屋外広告物安全点検報告書により行うものとする。ただし、第19条の小規模な広告物等にあっては、この限りでない。
- 4 第1項の規定による申請をした者は、前項の報告に係る広告物等に異常があり、その改善措置をとらずに当該報告をした場合にあっては、速やかに必要な改善措置を講じ、屋外広告物安全点検報告書に基づく改善措置完了報告書を市長に提出しなければならない。
- 5 第20条第1項の大規模な広告物等の安全性を点検する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第10条第2

項第3号イに規定する試験に合格した者

(2) 第20条第2項の資格を有する者

(3) 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が行う屋外広告物点検技能講習の課程を修了した者

(変更等の許可等の申請等)

第9条 条例第14条第1項の規定により変更又は改造の許可等を申請しようとする者は、変更又は改造をしようとする日の10日前までに屋外広告物変更（改造）許可申請書正副本2通に第3条第1項第3号から第7号までに掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定は、前項の変更等の許可等について準用する。

- 3 条例第14条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 既設の広告物等の表示内容、色彩、意匠、大きさ、構造若しくは位置又は特に付

された条件に変更を加えない修繕、補強又は塗替え

- (2) 掲示板の位置及び形状を変更することなく行う、当該掲示板に表示される新聞、ポスター等の広告物の短期かつ定期的な取替え
- (3) 広告幕を掲出する物件に掲出する自己の営業の内容を表示する広告幕の取替え
- (4) 常設の映画館、劇場等がその上映し、又は上演する内容の表示を変える場合に係るもの
- (5) 自家広告物等の表示面積を変更することなく行う当該広告物の表示内容の更新
(許可の基準)

第10条 条例第15条第1項第2号の規則で定める許可の基準は、別表第1のとおりとする。

(許可等の表示)

第11条 条例第16条第1項の規則で定める許可等の証票は、許可・確認済標識（様式第1号）とする。

2 条例第16条第1項ただし書の規則で定める許可等の押印は、許可・確認済印（様式第2号）とする。

(除却の届出)

第12条 条例第18条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却（滅失）届出書により行うものとする。

(違反はり紙等除却者の身分証明書)

第13条 法第7条第4項の規定により違反したはり紙、はり札、立看板若しくは広告旗の除却を命ぜられ、又は委任された者は、その職務を行うときはその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

2 前項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第3号）によるものとする。
(広告物等を保管した場合の公示の場所)

第14条 条例第23条第1項第1号の規則で定める場所は、横手市公式条例（平成17年横手市条例第3号）第2条第2項第1号に規定する横手市役所前掲示場とする。

(保管広告物等一覧簿)

第15条 条例第23条第2項の規則で定める保管広告物等一覧簿は、様式第4号によるものとし、同項の規則で定める場所は、建設部都市計画課とする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第16条 条例第25条に規定する保管した広告物等の売却は、横手市財産規則（平成17年横手市規則第59号）に規定する売払いの手続の例による。

(受領書)

第17条 条例第27条の規則で定める受領書は、様式第5号によるものとする。

(立入検査者の身分証明書)

第18条 条例第28条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第6号）によるものとする。

(小規模な広告物等に係る管理する者の設置の適用除外)

第19条 条例第30条第1項ただし書の規則で定める小規模な広告物等は、はり紙、はり札、立看板及び広告旗とする。

(大規模な広告物等に係る管理する者の資格)

第20条 条例第30条第2項の規則で定める大規模な広告物等は、その高さが4メートルを超えるものとする。

2 条例第30条第2項の規則で定める資格を有する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者とする。

(管理する者等の届出等)

第21条 条例第31条第1項、第2項又は第4項の規定による届出は、屋外広告物管理者（表示者・設置者）設置（変更）届出書により行うものとする。この場合において、法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者又は前条第2項に規定する資格を有する者を管理する者として置くときは、当該資格を証する証書等の写しを添付するものとする。

2 前項の届出については、屋外広告物許可申請書に同項の規定による届出事項を記載し、

及び証書等の写しを添付した場合は、これによることができる。

3 条例第31条第3項の規定による届出は、屋外広告物除却（滅失）届出書により行うものとする。

（面積の計算方法）

第22条 横手市手数料条例（平成17年横手市条例第93号）別表第7に規定する規則で定める面積の計算方法は、次に掲げる面積に応じ、当該各号に定める方法により算定するものとする。

- (1) 広告面積 広告面（外枠等の面を含む。）又は掲出物件（支柱の部分を除く。）の縦及び横のそれぞれ最長の部分の長さを乗じて得た面積
- (2) 1個の広告物で2面以上のものの面積 前号の規定により算定した各面の合計面積。ただし、隣り合う2面のなす角度が120度以上の場合は、当該隣り合う2面は1面とみなす。
- (3) 円筒形の広告物の面積 側面の表示面積
- (4) 1つの広告を数個で表示している広告物又は数個で成立している広告物を掲出する物件の面積 個々の広告物又は掲出物件について第1号及び第2号の規定により算定した面積に当該広告物又は掲出物件相互間の空間の面積を加算した面積
- (5) 建築物等の壁面にじか書き、浮文字等により表示する広告物の面積 当該文字等の外郭線内の面積について第1号の規定により算定した面積。ただし、数個の文字等で表示又は成立している広告については、その広告物の面積は、前号の規定により算定した面積とする。
- (6) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場若しくはこれらの駐車場で一般の利用に供するものに表示する広告（以下「自家広告」という。）と自家広告以外の広告が同一面に表示される広告物の面積 次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積
 - ア 自家広告の表示面積が全面積の2分の1を超える場合 全面を自家広告として算定した面積

イ 自家広告以外の広告の表示面積が全面積の2分の1を超える場合 全面を自家広告以外の広告として算定した面積

ウ 自家広告の表示面積と自家広告以外の広告の表示面積が同一の場合 それぞれの面積は別々に算定した面積

(7) 第5条の適用除外の基準を超えて表示し、又は設置する自家広告物等についての面積 前各号の規定により算定した面積から適用除外の基準面積を減じて得た面積

2 前項第1号から第6号までの規定は、第5条、第20条、別表第1に掲げる面積の計算方法について準用する。

(台帳等の備付)

第23条 市長は、許可等に係る広告物等について別に定めるところにより台帳等を備え、常にこれを整備しておくものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に秋田県屋外広告物条例施行規則(昭和49年秋田県規則第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。

3 条例附則第3項の規定により認定を受けようとする者は、当該許可の期間が満了する日の30日前までに、屋外広告物経過措置認定申請書(附則様式)正副2通に広告物等の形状、色彩及び意匠を知り得るカラー写真を添えて、市長に提出しなければならない。

4 条例附則第3項後段の規定により許可の期間の更新をする場合の当該期間については、広告物等の種類ごとに別表第1に定める許可期間とする。

附 則 (平成29年5月25日横手市規則第31号)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

(3) 規則別表（許可基準）

別表第1（第5条、第10条、第22条関係）

1 共通許可基準

広告物等の種類	基準
すべての広告物等	<p>(1) 良好的な景観の形成又は風致の維持に関するもの 特に景観に配慮すべき地域又は場所にあっては、広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和していること。 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、良好な景観の形成又は風致の維持のために配慮されたものであること。 ネオンサインその他の照明を使用する広告物は、美観の維持に必要な対策を講ずること。 蛍光塗料、蛍光フィルム又は反射光の強い塗料を使用しないこと。 住宅地など落ち着きが求められる場所等では、極端に鮮やかな色や、けばけばしく点滅する広告物は設置しないこと。</p> <p>(2) 公衆に対する危害防止に関するもの 広告物等の材料は、腐食、腐朽若しくは損傷しにくいもの又は有効なさび止め、防腐若しくは損傷防止のための措置をしたものであること。 自重、積雪及び風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して脱落、倒壊及び飛散するおそれのないものであること。 交通標識及び交通信号の類と混同せず、かつ、これらを隠さないものであること。</p>

2 個別許可基準（許可地域等）

区分	規格	表示又は設置の場所又は位置	表示又は設置の方法	許可期間
はり紙	表示面積を1平方メートル以内とすること。		同一場所に同一種類のものを表示しないこと。	1月以内
はり札				2月以内
立看板	表示面積を4平方メートル以内とし、高さを3メートル以下とすること。		倒壊しないように固定すること。	2月以内
幕	長さを10メートル以内とし、幅を1メートル以内とすること。ただし、建築物又は工作物の壁面に表示するものにあっては、表示面積が同一壁面の100分の8に達するまでこれらを延長することができる。	道路を横断して表示する場合には、幕の最下端の高さを路面から4.5メートル以上とすること。		
旗	長さを10メートル以内とし、幅を1メートル以内とすること。			
アドバルーン	添加する広告物の縦の長さを15メートル以	掲揚高度を地上から20メートル以上	危険防止の措置をとる	1月以内

		内とし、横の長さを1.5メートル以内とすること。	0メートル以下とすること。	こと。	
広告塔又は広告板	発光装置又は照明装置を有するもの	野立広告塔（支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が柱状又は塔状のものをいう。）	表示面積を1面につき30平方メートル以内とし、高さを1.5メートル以下とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 市街地（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（同号の第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く。）その他市街化が促進していると市長が認める地区をいう。以下同じ。）に設置するもの並びに条例第9条第1項第2号及び第3項第1号に規定するものを除き、道路及び鉄道等並びに他の野立広告塔及び野立広告板から100メートル以内に設置しないこと。 	3年以内
		野立広告板（支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が板状のものをいう。）	表示面積（両面に表示するものにあってはその片面の面積、数枚で1個の広告となるものにあってはその合計面積）を30平方メートル以内とし、高さを1.0メートル以下とすること。ただし、市街地に設置するものにあっては、表示面積を40平方メートル以内とし、高さを1.5メートル以下とすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> 交通信号機から設置場所までの距離を10メートル以上とすること。ただし、発光装置又は照明装置により常時その表示内容を変化させることができる広告物（以下「電光表示広告物」という。）以外の広告物にあっては、交通信号機から設置場所までの距離を5メートル以上とすることができる。 	
		屋上広告塔（建築物の屋上（建物の最上部）に建植されるもので、表示面が柱状又は塔状	・耐火及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものの高さは、当該建築物の高さの3分の2以下とすること。ただし、当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が10分の7以下の場合にあっては、当該建築物の高さ	交通信号機から設置場所までの距離を10メートル以上とすること。ただし、電光表示広告物以外の広告物にあっては、交通信号機から設置場所までの距離を5メートル以上とすることができます。	危険防止の措置をとること。

	<p>のものを いう。)</p>	<p>を超えない高さとする ことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 木造建築物の屋上に 設置するものにあって は、表示面積を1面に つき20平方メートル 以内とし、その高さを 地上から20メートル 以下とすること。 		
	<p>屋上広告 板（建築 物の屋上 (建物の 最上部) に建植さ れるもの で、表示 面が板状 のもの を いう。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 耐火及び不燃構造の 建築物の屋上に設置す るもの高さは、当該 建築物の高さの3分の 2以下とすること。 木造建築物の屋上に 設置するものにあって は、表示面積を1面に つき20平方メートル 以内とし、その高さを 地上から10メートル 以下とすること。 		
	<p>突出広告 板（建築 物又は工 作物の壁 面に取り 付けられ る突出状 のもの を いう。)</p>	<p>突出幅を、道路上に突 出するものにあっては 1メートル以内とす ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 突出広告板の最下端 の高さは、歩道上に突 出するものにあって は路面から2.5メー トル以上とし、歩道車 道の区別のない道路 上に突出するものに あっては路面から4. 5メートル以上とす ること。 交通信号機から設置 場所までの距離を1 0メートル以上とす ること。ただし、電光 表示広告物以外の広 告物にあっては、交通 信号機から設置場所 までの距離を5メー トル以上とす ること。 	
	<p>壁面広告 板（建築 物又は工 作物の壁 面に取り 付けられ る板状の ものをい う。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模小売店舗（大 規模小売店舗立地法 (平成10年法律第9 1号) 第2条第2項に 規定する大規模小売店 舗をいう。以下同じ。） 以外の建築物又は工作 物の壁面に取り付ける 		<p>同一壁面に 同一種類の ものを表示 しないこ と。ただし 出入り口を 示す表示を 除く。</p>

		<p>う。)</p> <p>ものにあっては、表示面積を同一壁面の面積に2分の1を乗じて得た面積（当該得た面積が30平方メートルを超えるときは、30平方メートル）以内とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗の壁面に取り付けるものにあっては、表示面積を同一壁面の面積に2分の1を乗じて得た面積（当該得た面積が30平方メートルに店舗面積（大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。以下同じ。）から1,000平方メートルを減じた面積に100分の3を乗じて得た面積を加えた面積（以下「特例面積」という。）を超えるときは、特例面積）以内とすること。 		
	アーチ	<p>表示面積（両面に表示するものにあっては、その片面の面積）を30平方メートル以内とし、地上からの高さを10メートル以下とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路を横断して設置する場合には、横断する部分の最下端の高さを、歩道を横断するものにあっては路面から2.5メートル以上とし、歩道車道の区別のない道路を横断するものにあっては路面から4.5メートル以上とすること。 ・交通信号機から設置場所までの距離を10メートル以上とすること。ただし、電光表示広告物以外の広告物にあっては、交通信号機から設置場所までの距離を5メートル以上とができる。 	
その他の	野立広告塔（支柱	表示面積を1面につき30平方メートル以内	市街地に設置するもの並びに条例第9条	3年以内

もの	を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が柱状又は塔状のものをいう。)	とし、高さを15メートル以下とすること。	第1項第2号及び第3項第1号に規定するものを除き道路及び鉄道等並びに他の野立広告塔及び野立広告板から100メートル以内に設置しないこと。	
野立広告板（支柱を地上に定着させ、建植されるもので、表示面が板状のものをいう。）	表示面積（両面に表示するものにあってはその片面の面積、数枚で1個の広告となるものにあってはその合計面積）を30平方メートル以内とし、高さを10メートル以下とすること。ただし、市街地に設置するものにあっては、表示面積を40平方メートル以内とし、高さを15メートル以下とができる。			
屋上広告塔（建築物の屋上（建物の最上部）に建植されるもので、表示面が柱状又は塔状のものをいう。）	<ul style="list-style-type: none"> 耐火及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものにあっては、高さを当該建築物の高さの3分の2以下とすること。 木造建築物の屋上に設置するものにあっては、表示面積を1面につき20平方メートル以内とし、その高さを地上から10メートル以下とすること。 		危険防止の措置をとること。	
屋上広告板（建築物の屋上（建物の最上部）に建植されるもので、表示面が板状のものをいう。）	<ul style="list-style-type: none"> 耐火及び不燃構造の建築物の屋上に設置するものにあっては、高さを当該建築物の高さの3分の2以下とすること。 木造建築物の屋上に設置するものにあっては、表示面積を1面につき20平方メートル以内とし、その高さを地上から10メートル 			

		以下とすること。	
突出広告板（建築物又は工作物の壁面に取り付けられる突出状のもの）	突出幅を、道路上に突出するものにあっては1メートル以内とすること。	突出する広告板の最下端の高さを、歩道上に突出するものにあっては路面から2.5メートル以上とし、歩道車道の区別のない道路上に突出するものにあっては路面から4.5メートル以上とすること。	
壁面広告板（建築物又は工作物の壁面に取り付けられる板状のもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗以外の建築物又は工作物の壁面に取り付けるものにあっては、表示面積を同一壁面の面積に2分の1を乗じて得た面積（当該得た面積が30平方メートルを超えるときは、30平方メートル）以内とすること。 ・大規模小売店舗の壁面に取り付けるものにあっては、表示面積を同一壁面の面積に2分の1を乗じて得た面積（当該得た面積が特例面積を超えるときは、特例面積）以内とすること。 		同一壁面に同一種類のものを表示しないこと。ただし出入口を示す表示を除く。
アーチ	表示面積（両面に表示するものにあっては、その片面の面積）を30平方メートル以内とし、地上からの高さを10メートル以下とすること。	道路を横断して設置する場合には、横断する部分の最下端の高さを、歩道を横断するものにあって路面から2.5メートル以上とし、歩道車道の区別のない道路を横断するものにあっては路面から4.5メートル以上とすること。	
袖形看板（電柱その他の柱類に取り付けられる突出状のもの）	縦の長さを1.2メートル以内とし、横の長さを0.5メートル以内とすること。	・袖形看板の最下端の高さを、歩道に突出するものにあっては路面から2.5メートル以上とし、歩道車道の区別のない路上に突出するものにあって	・同一の電柱その他の柱類に2個以上掲出してないこと。ただし、巻付看板は、

	いう。)	は路面から4.5メートル以上とすること。 ・1路線に2個以上掲出する場合には、袖形看板の最下端の路面からの高さを同一にすること。	2個掲出することができる。 ・卷付看板を2個掲出する場合においては、路面から当該卷付看板の最下端までの高さを同一にすること。 ・同一の電柱その他の柱類に掲出することができる広告物の数は、2個までとする。
	卷付看板(電柱その他柱類に巻き付けられるものをいう。)	長さを1.8メートル以内とすること。	・卷付看板の最下端の高さを地上から1.5メートル以上とすること。 ・1路線に2個以上掲出する場合には、最下端の地上からの高さを同一にすること。

別表第2（第5条関係）

適用除外の基準

区分	基準	
条例第9条第1項第4号関係	その他規則で定める広告物等	(1)表示し、又は設置する期間が1月以内であること。 (2)共通許可基準、個別許可基準に適合しているものであること。 (3)交通安全を目的に表示するものであること。 (4)国又は地方公共団体が後援する祭典等により表示するものであること。

別表第3（第5条関係）

煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもので市長が指定するものに表示する広告物についての適用除外の許可の基準

区分	基準
条例第9条第4項第4号関係	表示目的 公共的目的を持って表示するものであること。 宣伝の用に供するものでないこと。
	その他 共通許可基準に適合しているものであること。

別表第4（第5条関係）

適用除外の基準

区分	基準
条例第9条第5項第1号関係	営利を目的としない 講演会、展覧会、音楽会、スポーツ大会等若しくは労働組合等の宣伝のために表示し、又は設置する広告物等 (1)表示し、又は設置する期間が1月以内であること。 (2)共通許可基準、個別許可基準に適合しているものであること。
条例第9条第5項第3号関係	はり紙、はり札等、立看板等及び広告旗 (1)自家広告物等であること。 (2)表示し、又は設置する広告物の数は、自家広告物等のある敷地が道路に接している部分の長さ(メートル)を5で除して得た数に5を加えた数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)以下であること。 (3)道路に接して、立看板等又は広告旗を表示し、又は設置する場合は、相互の間隔を5メートル以上すること。 (4)共通許可基準、個別許可基準に適合しているものであること。

(4) 参考様式

目 次

屋外広告物許可申請書（長期の広告物用）	……第3、6、21条関係
屋外広告物許可申請書（短期の広告物用）	……第3条関係
許可・確認印	……第3条関係
様式第1号 許可・確認済標識	……第3、11条関係
様式第2号 許可・確認済印	……第3、11条関係
屋外広告物表示（設置）完了届出書	……第4条関係
屋外広告物表示（設置）許可等更新申請書	……第8条関係
屋外広告物安全点検報告書	……第8条関係
屋外広告物安全点検報告書に基づく改善措置完了報告書	……第8条関係
屋外広告物変更（改造）許可申請書	……第9条関係
屋外広告物除却（滅失）届出書	……第12、21条関係
様式第3号 身分証明書	……第13条関係
様式第4号 保管広告物等一覧簿	……第15条関係
様式第5号 受領書	……第17条関係
様式第6号 身分証明書	……第18条関係
屋外広告物管理者（表示者・設置者）設置（変更）届出書	……第21条関係
附則様式 屋外広告物経過措置認定申請書	……条例附則第3項関係

屋外広告物許可申請書(長期の広告物用)

年 月 日

横手市長様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

〒

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話

横手市屋外広告物条例 横手市屋外広告物条例 施行規則		<input type="checkbox"/> 第7条 <input type="checkbox"/> 第9条第4項第4号 <input type="checkbox"/> 第5条第3項第1号ただし書き <input type="checkbox"/> 第5条第4項第1号ただし書き		の規定により、次のとおり表示(設置) したいので許可してください。 <input type="checkbox"/> 広告物 <input type="checkbox"/> 掲出物件				
1. 広告物等の種類	<input type="checkbox"/> 自家広告物等		<input type="checkbox"/> 自家広告物等以外		<input type="checkbox"/> 案内板			
			(いずれかを■で記入すること)					
2. 規 格 高さは、広告物等の接地面から広告物の上端までの高さを記入すること。	広告物等の種類	高さ (m)	縦 (m)	横 (m)	面積 (m ²)	数量	合計面積 (m ²)	
3. 表示(設置)場所	横手市							
4. 用途 地域	<input type="checkbox"/> 無し							
5. 地域 区分	<input type="checkbox"/> 許可地域 <input type="checkbox"/> 禁止地域							
6. 表示(設置)期間	年 月 日 から			年 月 日 まで				
※ 許可の種類	<input type="checkbox"/> 許可地域における許可				※許可・確認印欄			
	<input type="checkbox"/> 禁止地域における適用除外の許可							
	<input type="checkbox"/> 禁止物件の適用除外の許可							
※ 許可の期間	年 月 日 から			年間				
	年 月 日 まで							
※ 手 数 料	円							
※ 受 付	年 月 日 第 号							
※ 許可の条件								

7・道路占用許可	年 月 日 第 号		
8・工作物確認 (高さが4mを超えるもの)	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		
9. 自家広告物等のある 敷地内の既設広告物等 (他者のものも含む)	広告物等の種類	個 数	面 積 (m ²)
10. 表示(設置)の概要	・道路・鉄道等の 沿線利用の場合	(1)広告物相互間 (他の広告物からの)距離	m
		(2)道路・鉄道等からの距離 (路線名: _____)	m
		(3)交差点からの距離	m
	・屋上に表示(設置)する場合	建築物の高さ	m
	・壁面に表示(設置)する場合	突出幅	m
11. 屋外広告物管理者	住 所		
	氏 名		資格
	所 属		
12. 施工業者等	住 所 (所在地)	電話	
	氏 名 (名称・代表者)	屋外広告業登録番号	第 号
	住 所 (所在地)		電話
	氏 名 (名称・代表者)	屋外広告業登録番号	第 号
13. 添 付 書 類	(1) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の状況を知り得る見取図 (2) 広告物等を表示し、又は設置する場所の状況を知り得るカラー写真 (申請日の前3ヶ月以内に撮影したものに限る) (3) 広告物等の形状、材料及び構造を明らかにした図面 (4) 広告物等の色彩、意匠及び光源の点滅(光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。)の1分間当たりの回数並びに面積を明らかにした図面。 (5) 他人が所有し、又は管理する土地、建物等に表示し、又は設置する広告物等の場合は、当該土地、建物等の使用承諾書 (6) 他の法令の規定により許可を要する広告物等の場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し (7) その他市長が必要と認めた書類		

- 注1. 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請すること。
- 注2. 11の資格欄は、その高さが4メートルを超える広告物等のときに記入すること。
- 注3. ※印の欄は、記入しないこと。
- 注4. 申請書及び添付書類は、正副2部提出すること。

屋外広告物許可申請書(短期の広告物用)

年 月 日

横手市長様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

〒

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話

横手市屋外広告物条例第7条の規定により、次のとおり表示(設置)したいので許可してください。

1. 広告物等の種類	<input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> アドバルーン <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 広告旗 (いずれかを■で記入すること)	
2. 表示(設置)個数	個(枚)	
3. 表示(設置)面積	m ² (縦 m×横 m)	
4. 表示(設置)場所	横手市	
5. 表示(設置)期間	年 月 日 から 年 月 日まで ヶ月間	
6. 広告幕管理者 (アドバルーン管理者)	住 所 氏 名 電話	
7. 施工業者	住 所 氏 名 電話	
8. 道路占用許可	年 月 日 第 号	
9. 工作物確認	<input type="checkbox"/> 要 (高さが4メートルを超えるもの) <input type="checkbox"/> 不要	
10. 添付書類	(1) はり紙の場合は、はり紙1枚 (2) はり札、立看板、広告旗、広告幕又はアドバルーンの場合は、 ①形状、材料、構造、色彩、意匠及び面積を明らかにした図面 ②表示場所とその付近の見取図 ③他人の土地、建物等に表示する場合は、使用承諾書	
※ 許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで ヶ月間	
※ 手数料	円	※許可・確認印欄
※ 受付	年 月 日 第 号	
※ 許可の条件		

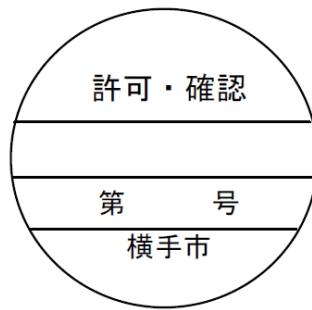
注1. 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請すること。

注2. ※印の欄は、記入しないこと。

注3. 申請書及び添付書類は、正副2部提出すること。

注4. 6の管理者欄は、広告物等の種類が広告幕又はアドバルーンのときに記入すること。

許可・確認印



様式第1号(第3条、第11条関係)

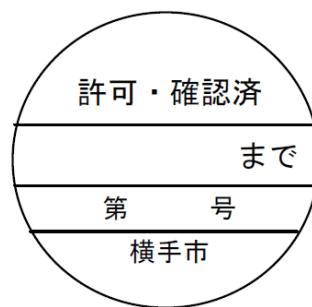
許可・確認済標識

横手市屋外広告物許可・確認済標識

許 可	年 月 日
	第 号
表示(設置)期間	年 月 日から
	年 月 日まで
申請者の住所及び氏名	
管理者の住所及び氏名	電話番号 ()

様式第2号(第3条、第11条関係)

許可・確認済印



屋外広告物表示(設置)完了届出書

年 月 日

横手市長様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

〒

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話

横手市屋外広告物条例施行規則第4条の規定により、次のとおり許可を受けた広告物等の表示(設置)が完了したので届け出ます。

1. 完了年月日	年 月 日
2. 表示(設置)場所	横手市
3. 広告物等の種類	
4. 広告物等の数量	
5. 許可年月日 許可番号	年 月 日 第 号
6. 許可の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
7. 添付書類	当該広告物等の状況を知り得るカラー写真

屋外広告物表示(設置)許可等更新申請書

年 月 日

横手市長様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

〒

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話

横手市屋外広告物条例第13条第1項の規定により、次のとおり更新したいので許可してください。

1. 前回許可事項	広告物等の種類		
	表示個数・面積	個	m ²
	許可年月日	年 月 日	
	許可番号	指令 第 号	
	許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年間 (ケ月間)
	表示(設置)場所	横手市	
2. 更新事項	許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年間 (ケ月間)
3. その他必要事項			
4. 添付書類	(1) 広告物等を表示し、又は設置する場所の状況を知り得るカラー写真 (申請日の前3ヶ月以内に撮影したものに限る) (2) 他人が所有し、又は管理する土地、建物等に表示し、又は設置する広告物等の場合は、当該土地、建物等の使用承諾書 (3) 他の法令の規定により許可を要する広告物等の場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し (4) その他市長が必要と認めた書類		
※手数料	円	※許可・確認印欄	
※受付	年 月 日 第 号		

注1. ※印の欄は、記入しないこと。

注2. 申請書及び添付書類は、正副2部提出すること。

注3. 併せて、屋外広告物安全点検報告書を提出すること。

ただし、広告物等の種類がはり紙、はり札、立看板、広告旗の場合を除く。

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

横手市長様

報告者 (広告物の表示者又は掲出物件の設置者)

住所 _____
氏名 _____
電話 _____

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

横手市屋外広告物条例第13条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 屋外広告物の概要

許可日	年 月 日	許可番号	横手市指令 第 号
設置日	年 月 日	点検日※1	年 月 日
表示(設置)の場所	横手市		

※1 やむを得ない理由がある場合を除き、点検は許可の申請をする3ヶ月以内に行ってください。

2 点検結果

点検箇所	点検項目※2	異常	異常及びその改善措置の内容※3	措置※4
上基部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有無		済未
	2 基礎クラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有無		済未
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有無		済未
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有無		済未
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有無		済未
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有無		済未
	2 溶接部の劣化、コーティングの劣化等	有無		済未
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有無		済未
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有無		済未
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有無		済未
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有無		済未
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有無		済未
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有無		済未
	3 周辺機器の劣化、破損	有無		済未
その他	1 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品の腐食、破損	有無		済未
	2 避雷針の腐食、損傷	有無		済未
	3 その他点検した事項()	有無		済未

※2 点検方法・記載方法については、**注意事項(裏面)**を参照してください。

※3 異常がある部分については改善措置を講じた上で、その前後の状況を撮影した**カラー写真**を添付してください。

※4 改善措置が未対応の場合は、その理由と今後の措置予定について「3 特記事項」欄に記入してください。

3 特記事項

異常がある屋外広告物等の改善措置をしない理由	今後の措置予定の内容
	年 月 日までに <input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 除却 します。

上欄の点検結果は、事実に相違ありません。

点検責任者 (特定の資格を有する者又は、広告物又は掲出物件の管理者) ※5

資格 屋外広告士 建築士 講習受講者 管理者(高さが4m以下のもの)

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

※5 点検責任者の資格を証する書面の写しを添付してください。

【注意事項】

- 1 この屋外広告物安全点検報告書(以下、「点検報告書」という。)の**報告者の氏名**は、法人の場合は法人の名称及び代表者の役職・氏名を記入し、代表者印(法人登記をした丸印)を押印して報告してください。
- 2 点検を行った「管理者」が報告者として報告することも可能です。
報告者と点検責任者が同一の場合でも、報告者欄と点検責任者欄の両方に「管理者」の記名押印をしてください。
- 3 点検報告書に記載する**点検日**は、やむを得ない理由がある場合を除き、許可の申請をする日前**3ヶ月以内**に行なったものが有効です。
- 4 点検責任者は、原則として**特定の資格を有する者**です。
特定の資格を有する者以外の者が点検を行う場合は、**広告物等の高さが4m以下の広告物等**に限られます。
- 5 点検責任者の資格を証する**書面の写し**を添付してください。
- 6 点検にあわせて**管理者を変更**する場合は、新たな管理者の**資格証の写し**を添えて**屋外広告物管理者(表示者・設置者)設置(変更)届出書(様式第15号)**を別途提出してください。
- 7 点検報告書の作成にあたっては、国土交通省都市局公園緑地・景観課による「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」を参考に点検を行い、その結果を記入してください。
・屋外広告物の安全点検に関する指針(案)
(国土交通省URL) http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html
- 8 **点検結果欄**には、該当する各項目ごとに**異常**がある場合は「**有**」に、**異常**がない場合は「**無**」に○印をしてください。
- 9 点検で異常を確認した部分については、改善措置を講じた上で、その前後の状況を撮影したカラー写真を添付してください。
- 10 点検で異常を確認した項目には、その**改善措置について実施済み**の場合は「**済**」に、**未対応**の場合は「**未**」に○印をしてください。
- 11 **異常部分の改善措置が未対応**の場合は、その理由と今後の措置予定について「**3 特記事項**」欄に記入してください。
なお、広告物等に異常があり、改善措置をしないで更新申請をした場合は、必要な措置を講じた上で、**屋外広告物安全点検報告書に基づく改善措置完了報告書**を市長に提出しなければなりません。
- 12 広告物等の種類により、**該当しない点検項目**の区分・点検内容欄には斜線を入れ、点検対象外であることを明示してください。
- 13 点検対象の広告物等が複数ある場合や表示(設置)場所が数カ所にわたる等の理由により、この様式に**書き切れない場合は**、別紙を用いて記入してください。

屋外広告物安全点検報告書に基づく改善措置完了報告書

年 月 日

横手市長様

報告者（広告物の表示者又は掲出物件の設置者）

住所

氏名

電話

横手市屋外広告物条例第13条第2項の規定による点検において広告物等に異常があり、改善措置をしないで更新申請をした以下の広告物等について、屋外広告物安全点検報告書に記入した特記事項の改善措置が完了したので報告します。

1 広告物等の概要

許可番号	横手市指令 第 号	改善日	年 月 日
許可日	年 月 日		
表示(設置)の場所	横手市		

2 改善措置の内容(特記事項対応)

点検箇所	異常の具体的な内容	改善措置の具体的な内容	措置
			済
			済
			済
			済
			済
			済
			済
			済
			済
			済

- 注) 1 未対応だった異常部分について、点検箇所ごとに具体的な内容を記載の上、措置「済」欄に○印をしてください。
2 改善措置の具体的な内容について、改善措置を講じた前後の状況を撮影したカラー写真を添付してください。
3 点検対象の広告物等が複数ある場合や表示(設置)場所が数カ所にわたる等の理由により、この様式に書き切れない場合は、別紙を用いて記載してください。

備考欄 ※	受取欄 ※

※欄は記入不要です。

屋外広告物変更(改造)許可申請書

年 月 日

横手市長様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

〒

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話

横手市屋外広告物条例第14条第1項の規定により、次のとおり変更(改造)したいので許可してください。

広告物等の種類			
表示個数・面積		個	m ²
許可年月日		年 月 日	
1. 前回許可事項	許可番号	指令 第 号	
	許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
表示(設置)場所		横手市	
2. 変更更新事項	許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3. 変更(改造)しようとする事項			
4. 変更(改造)しようとする理由			
5. 添付書類	(1) 広告物等の形状、材料及び構造を明らかにした図面 (2) 広告物等の色彩、意匠及び光源の点滅(光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。)の1分間当たりの回数並びに面積を明らかにした図面。 (3) 他人が所有し、又は管理する土地、建物等に表示し、又は設置する広告物等の場合は、当該土地、建物等の使用承諾書 (4) 他の法令の規定により許可を要する広告物等の場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し (5) その他市長が必要と認めた書類		
※手数料	円		※許可・確認印欄
※受付	年 月 日	第 号	

注1. ※印の欄は、記入しないこと。

注2. 申請書及び添付書類は、正副2部提出すること。

屋外広告物除却(滅失)届出書

年 月 日

横手市長様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

〒

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話

- 第18条第2項の規定により、次のとおり除却しました。
 横手市屋外広告物条例
 第31条第3項の規定により、次のとおり滅失しました。

1. 許可事項	広告物の種類		
	表示(設置)の個(枚)数	個(枚)	
	許可年月日	年 月 日	
	許可番号	指令 第 号	
	許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年間
	表示(設置)場所	横手市	
2. 除却(滅失)事項	除却(滅失)年月日	年 月 日	
	除却(滅失)個(枚)数	個(枚)	
	許可の残数	個(枚)	
	理由		

身分証明書 No.	
氏名	写 真
生年月日	
上記の者は、屋外広告物法第7条第4項の規定により、違反に係るはり紙等を除却する者であることを証明する。	
年 月 日 交付	
横手市長	印

(裏)

屋外広告物法(抜粋)

(違反に対する措置)

第7条 (略)

都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)又は立看板等(容易に移動させることができるものとして立てる、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあっては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあっては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあっては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなとき。

様式第4号(第15条関係)

保管広告物等一覧簿

番号	名称又は種類	数量	放置場所	除却日	保管開始日	保管場所	備考

受領書

年　月　日

横手市長 様

返還を受けた者

住所

氏名

(印)

次のとおり広告物等(又は現金)の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた広告物等	番号	
	名称又は種類	
	数量	
(返還を受けた金額)		

身分証明書 No.

所属

写

職

真

氏名

この者は、横手市屋外広告物条例第28条の規定による立入検査の職務を行う者であることを証明する。

年　　月　　日交付

横手市長

印

(裏)

横手市屋外広告物条例(抜粋)

(立入検査等)

第28条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

屋外広告物管理者(表示者・設置者)設置(変更)届出書

年 月 日

横手市長 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
〒

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話

横手市屋外広告物条例第31条		<input type="checkbox"/> 第1項 <input type="checkbox"/> 第2項 <input type="checkbox"/> 第4項	の規定により、次のとおり管理する者(表示する者・設置する者)を設置(変更)しましたので届け出ます。
1 許可事項	許可年月日	年 月 日	
	許可番号	第 号	
	表示(設置)場所	横手市	
2 管理者設置(変更)	新	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	旧	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
3 管理者資格	<input type="checkbox"/> 屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者 <input type="checkbox"/> 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者		
4 管理者設置(変更)年月日	年 月 日		
5 表示者・設置者変更	新	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	旧	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
6 表示者・設置者変更年月日	年 月 日		

注

- 1 3の管理者資格欄は、管理者の設置又は変更届出の場合で、高さが4メートルを超える広告物のときに記入し、資格を証する証書等の写しを添付すること。
- 2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記入すること。
- 3 設置の場合で、屋外広告物許可申請書(長期の広告物用)又は屋外広告物許可申請書(短期の広告物用)の管理者欄を記載した場合は、この届出書の提出は必要ありません。

屋外広告物経過措置認定申請書

年 月 日

横手市長 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

〒

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話

横手市屋外広告物条例附則第3項の規定による認定を受けたいので申請します。

1. 広告物等の種類					
2. 表示(設置)個数	個(枚)				
3. 表示(設置)面積	m^2	(縦)	$m \times$ 横	$m \times$	面)
4. 表示(設置)場所	横手市				
5. 許可年月日	年 月 日				
6. 許可指令番号	号				
7. 表示(設置)の始期	年 月 日				
8. 設置工事費の概算額	円				
9. 添付書類	広告物等の形状、色彩及び意匠を知り得るカラー写真				
※ 認定の条件					
※ 認定番号	第	号	※受付印欄		
※ 上記については、認定します。					
年 月 日					
横手市長 高 橋 大	印				

注1. 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請すること。

注2. ※印の欄は、記入しないこと。

注3. 9の添付書類のカラー写真は、申請日の前3ヶ月以内に撮影したものに限る。

(5) 告 示

横手市告示第48号

横手市屋外広告物条例（平成24年横手市条例第45号）第5条第2号、第7号、第8号及び第16号の規定により、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止する地域を次のとおり一部改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月23日

横手市長 高橋 大

1 第2号の規定により禁止する地域

羽黒町・上内町地区景観重点地区

増田地区景観重点地区

2 第7号の規定により禁止する地域

一般国道107号のうち、横手市山内小松川字岩ヘグリ獅子倉トンネルから岩手県境に至るまでの区間

3 第8号の規定により禁止する地域

(1) 高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線の区間（当該道路の路肩端から500メートル以内の地域に限るものとし、市街地を除く。）

(2) 高速自動車国道東北中央自動車道の区間（当該道路の路肩端から500メートル以内の地域に限るものとし、市街地を除く。）

4 第16号の規定により禁止する地域

秋田県自然環境保全条例（昭和48年秋田県条例第23号）第12条の規定により指定された自然環境保全地域及び同条例第20条の規定により指定された緑地環境保全地域

横手市告示第82号

横手市屋外広告物条例（平成24年横手市条例第45号）第6条第1項第1号の規定により、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止する物件を次のとおり指定し、平成25年4月1日から施行する。

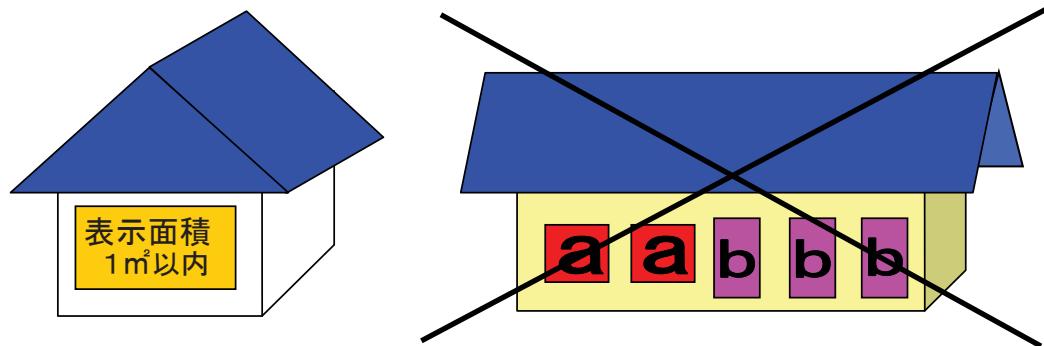
平成25年4月1日

横手市長 五十嵐 忠 悅

- 1 市道横手環状線のうち、市道中央線交点から終点に至るまでの区間に存する電柱、街灯柱その他電柱の類で、周囲の景観に配慮しその表面に木に擬した加工その他これに類する加工を施したもの

(6) 屋外広告物の個別許可基準

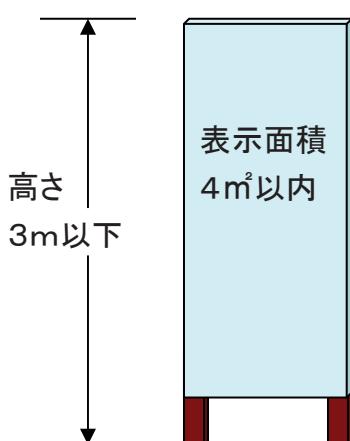
1 はり紙・はり札



※ 同一場所に同一種類のものを連続して、表示することができない。

※ 許可期間 はり紙:1月以内、はり札:2月以内

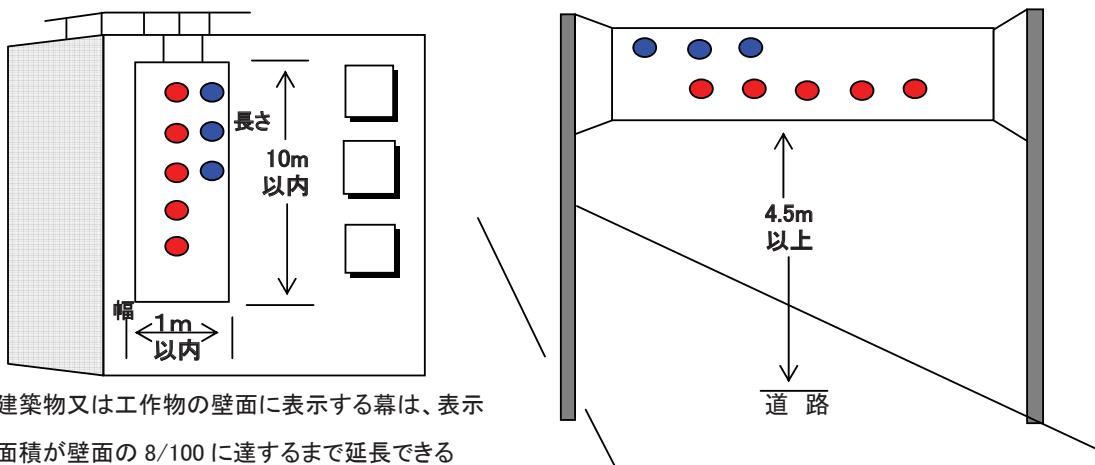
2 立看板



※ 倒壊しないように固定すること。

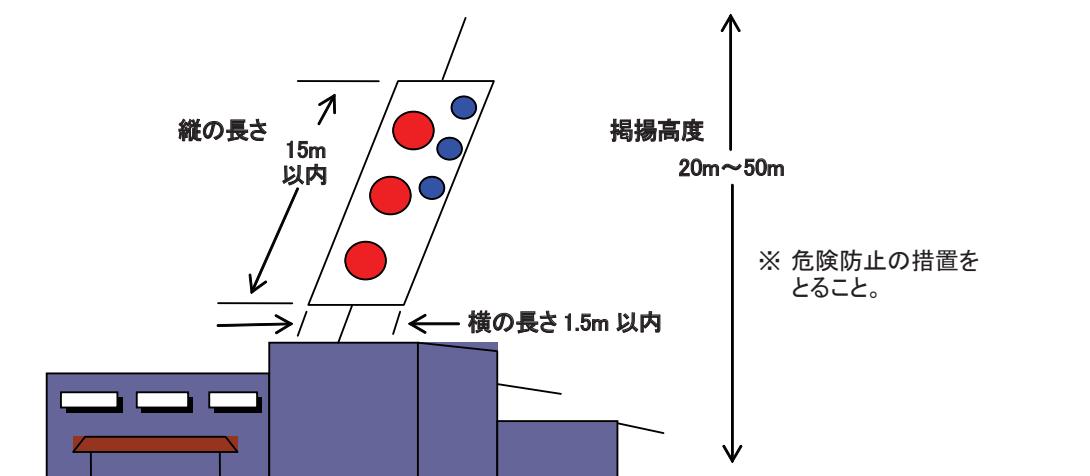
※ 許可期間 2月以内

3 幕・旗



許可期間 2月以内

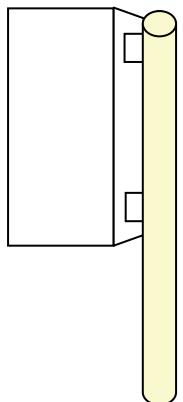
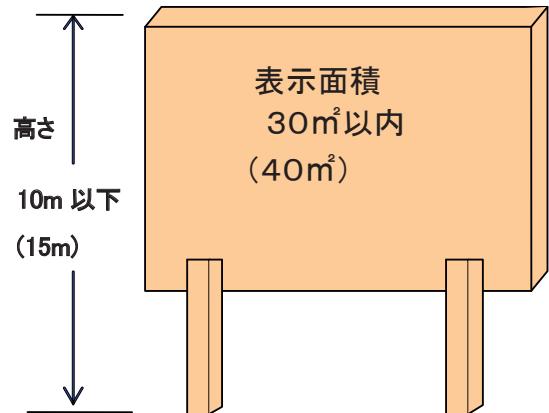
4 アドバルーン



許可期間 1月以内

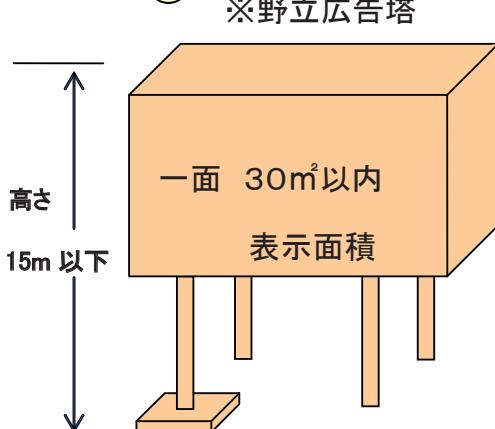
5 野立廣告塔・野立廣告板 ①

※野立廣告板



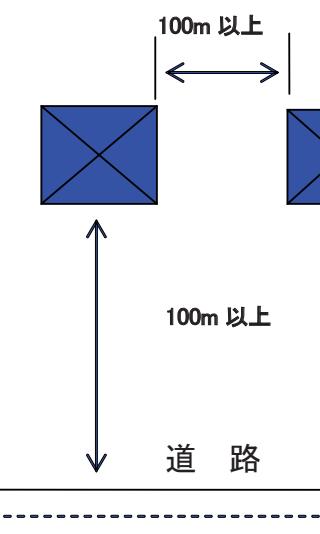
注 支柱が1本しかない場合(左図参照)でも、掲出物件全体が広告物として設置される場合、「野立廣告塔・板」となる。

※ ()内は市街地内に設置するもの



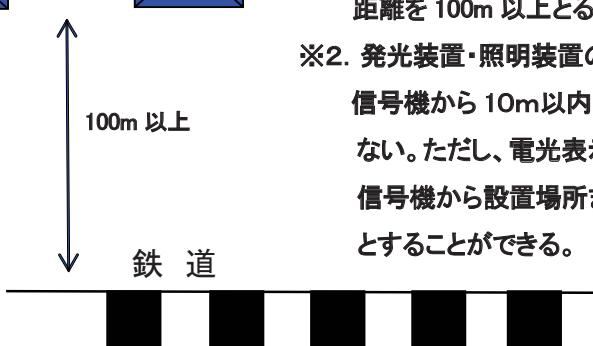
許可期間 3年以内

野立廣告塔・野立廣告板 ②

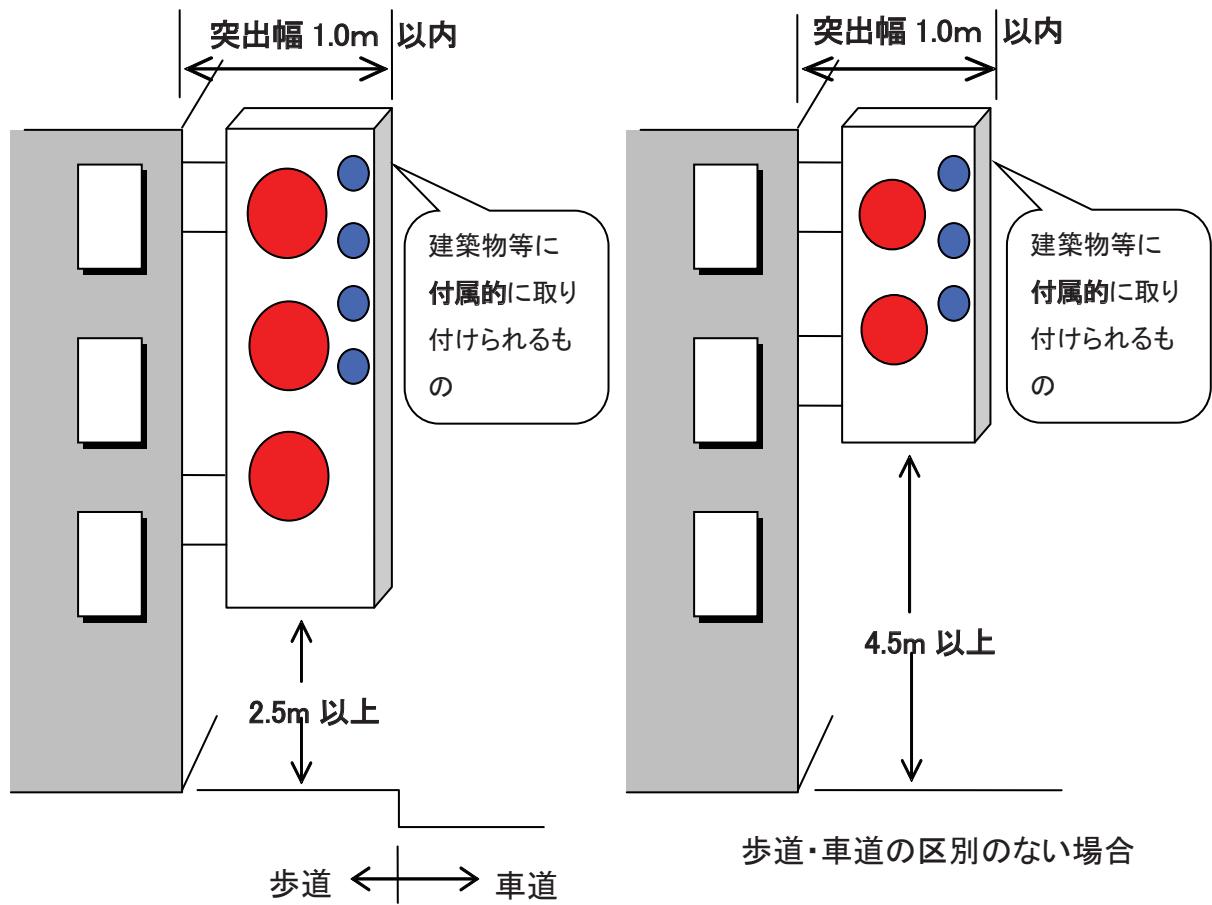


※1. 市街地に設置する広告物等並びに自家広告物等又は公共広告物等以外は、廣告塔(板)相互間の距離及び道路又は鉄道との距離を 100m 以上とすること。

※2. 発光装置・照明装置のある場合は、交通信号機から 10m 以内の場所に設置できない。ただし、電光表示広告物以外は交通信号機から設置場所までの距離を 5m 以上とすることができる。

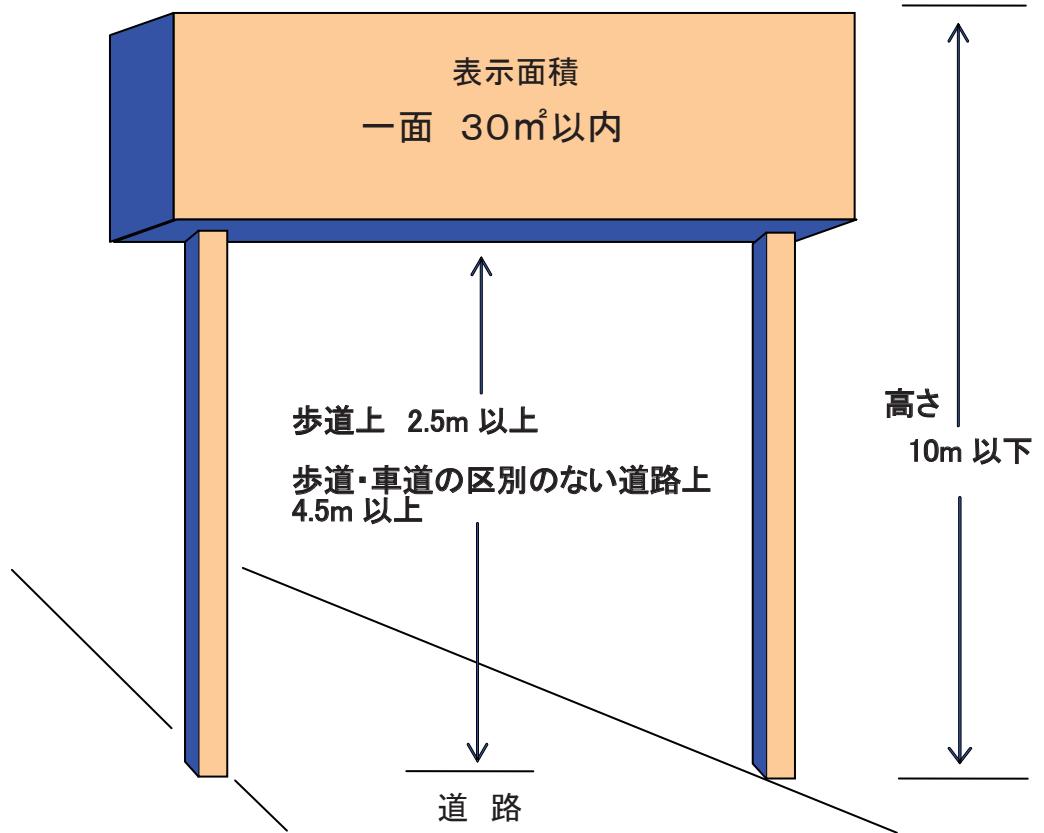


6 建造物又は工作物の側面からの突出広告



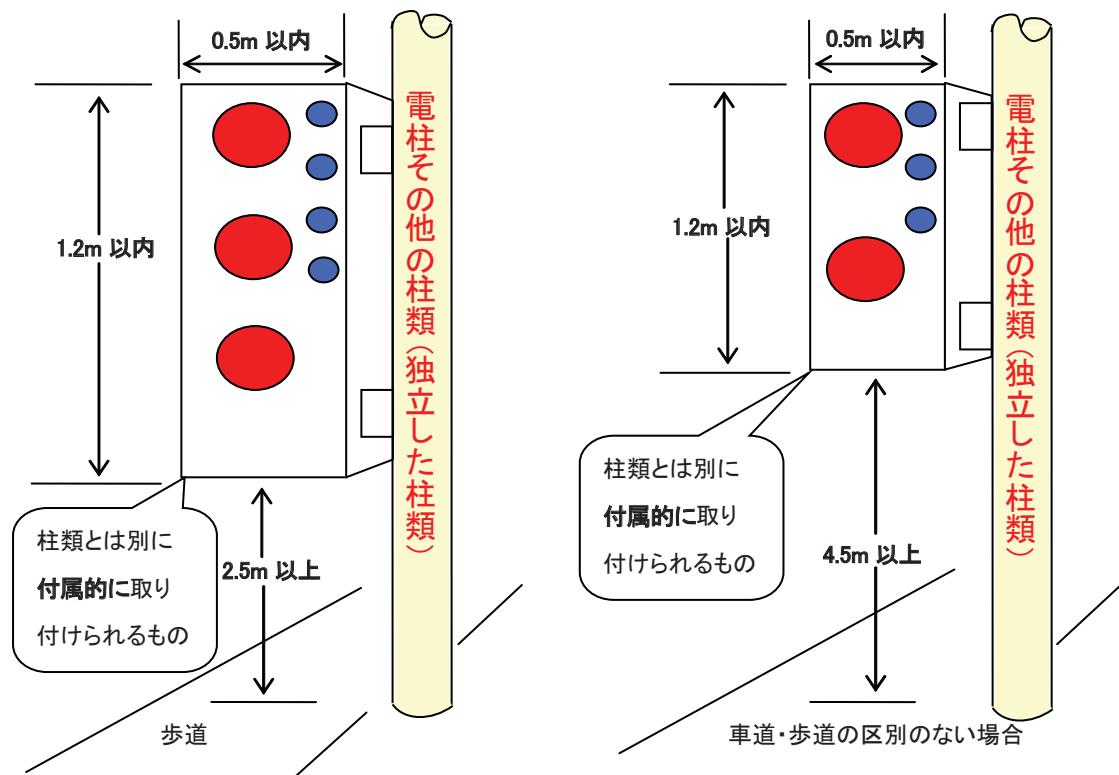
- ※ 発光装置・照明装置のある場合は、交通信号機から10m以内に設置できない。
ただし、電光表示広告物以外は交通信号機から設置場所までの距離を5m以上とすることができる。
- 許可期間 3年以内

7 アーチ広告



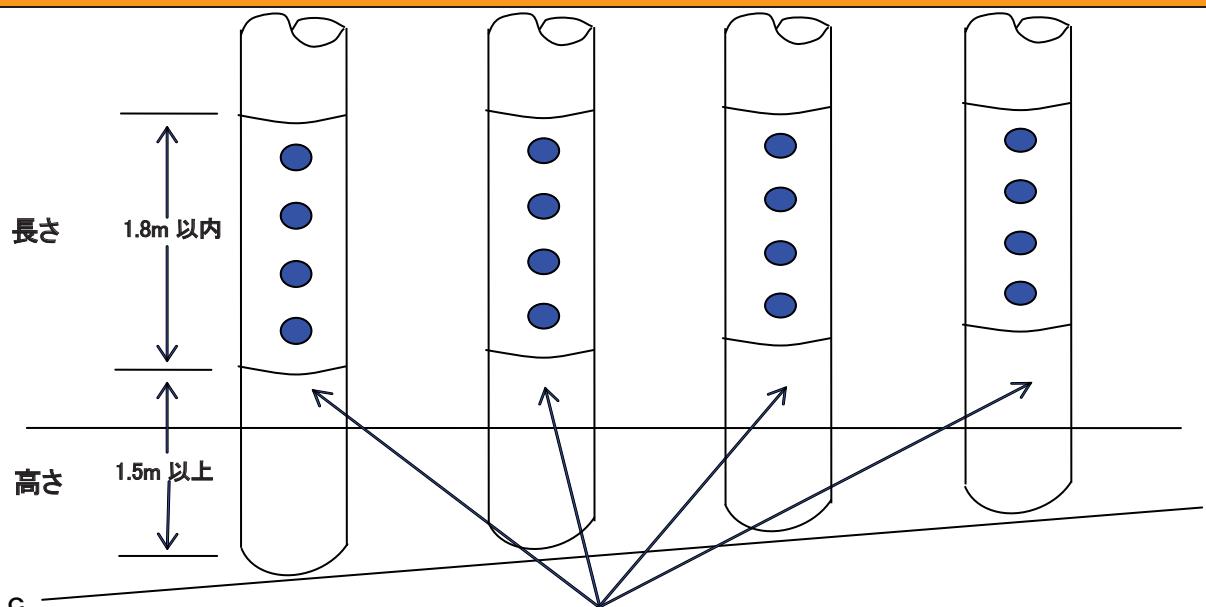
- ※ 発光装置・照明装置のある場合は、交通信号機から10m以内に設置できない。
ただし、電光表示広告物以外は交通信号機から設置場所までの距離を5m以上とすることができる。
- 許可期間 3年以内

8 袖形看板



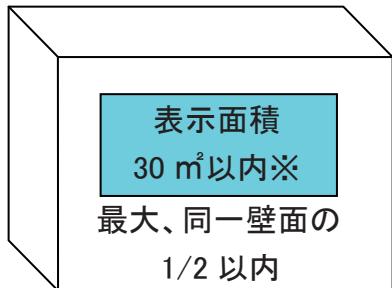
※ 同一電柱等に1個のみ掲出可。 許可期間 3年以内

9 卷付看板



※ 同一電柱等に2個(袖形看板1個+卷付看板1個でもOK)まで掲出可。 一路線に電柱等が複数ある場合は、卷付看板の最下端の高さをそろえる。 許可期間 3年以内

10 建築物・工作物の壁面広告



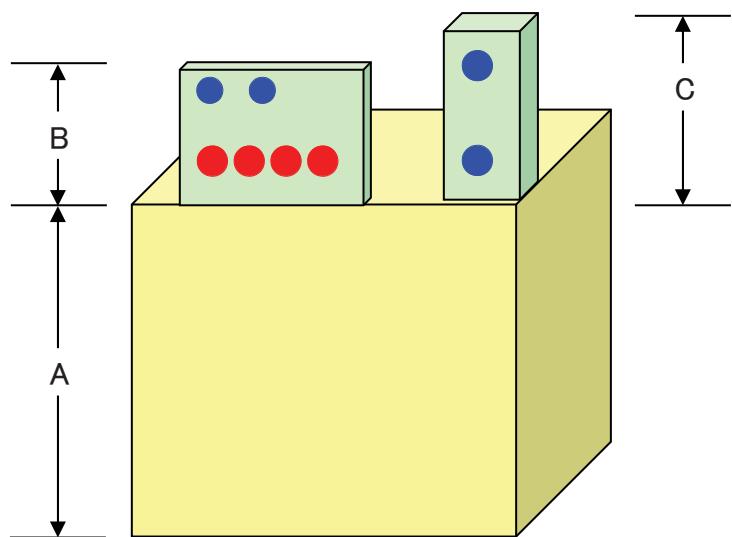
- ※ 同一壁面に同一内容のものを表示しない。
ただし、出入り口を示す表示を除く。
- ※ 許可期間 3年以内
- ※ 大規模小売店舗(※1)に取り付ける場合は、30 m²に、店舗面積(※2)から 1,000 m²を引いた面積に 100 分の 3 を乗じて得た面積を加えた面積(=特例面積)以内とする。

※大規模小売店舗(※1)の壁面に取り付け
る場合は、特例面積以内。

※1 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)
第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗

※2 大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に規定する店
舗面積

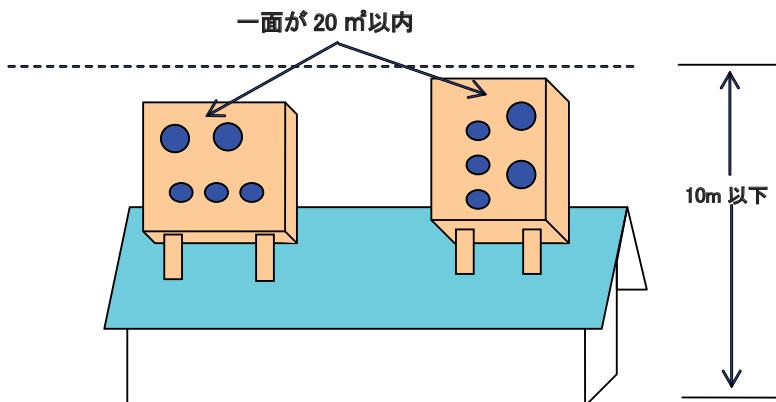
11 屋上広告板・屋上広告塔 ① 建築物が耐火・不燃構造の場合



- ※ 広告板の高さ(B)または広告
塔の
高さ(C)は、建築物の高さ(A)
の 2/3 以下とする。
ただし、建築物の延べ面積
の敷地に対する割合が 7/10 以
下の場合、BまたはCの高さは
Aを超えない高さとすることが
できる。
- ※ 危険防止の措置をとること。
- ※ 発光装置・照明装置のある場
合、交通信号機から 10m 以
内に設置できない。ただし、電光
表示広告物以外は交通信号機
から設置場所までの距離を 5m
以上とすることができます。
- ※ 許可期間 3年以内

② 建築物が木造建築物の場合

- ※ 危険防止の措置をとること。
- ※ 発光装置・照明装置のある場合、交通信号機から 10m 以内に設置できない。
ただし、電光表示広告物以外は交通信号機から設置場所までの距離を 5m以上とすることができます。



屋外広告物市街地認定路線

市街地に野立広告板又は野立広告塔を設置する場合、100mの距離規制が緩和されるほか、野立広告板については、表示面積及び高さの規制が緩和されます。

路線番号	路線名	区間 (上段：起点、下段：終点)	起終点位置 (上段：起点、下段：終点)	延長(km)
①	一般国道13号	金沢中野字厨川 88-1 地先 杉沢字中杉沢 592-3 地先	厨川橋 野中入口交差点	3.9
②	〃	八幡字石町 143 地先 八幡字石町 5-2 地先	佐藤広助宅 石町交差点	0.1
③	〃	婦気大堤字街道下 27-15 地先 外目字三ツ塚山 159-1 地先	市道交点 市道交点	3.6
④	〃	平鹿町醍醐字当面町 113-1 地先 十文字町梨木字下籠田西 90-1 地先	十文字鉄工第二工場 市道交点	2.5
⑤	〃	十文字町佐賀会字上沖田 267-1 地先 十文字町佐賀会字新山道添 270-1 地先	国道342号交点 皆瀬川右岸	0.9
⑥	一般国道107号	雄物川町大沢字根羽子沢 52-48 地先 雄物川町大沢字大沢 111 地先	根羽子沢バス停 市道交点	1.2
⑦	〃	雄物川町東里字東里 214-1 地先 平鹿町樽見内字中在家 71 地先	西東里バス停 市道交点	0.8
⑧	〃	平鹿町樽見内字新処 39 地先 平鹿町樽見内字古館 86-2 地先	市道交点 小勝田橋左岸	0.7
⑨	〃	平鹿町浅舞字荒小屋東 263-1 地先 平鹿町中吉田字中清水上 90-3 地先	市道交点 市道交点	1.2
⑩	〃	平鹿町上吉田字角掛 60 地先 赤坂字仁坂 105 地先	平成高校前バス停 市道交点	9.3
⑪	〃	大沢字西野 67-2 地先 大沢字回立 66-1 地先	大沢橋右岸 市道交点	0.3
⑫	〃	山内土渕字茂竹 9 地先 山内土渕字小田 49 地先	照井喜代治宅 相野々入口交差点	0.8
⑬	一般国道342号	増田町増田字月山西 36-1 地先 増田町増田字土肥館 226 地先	薬王堂横手増田店 阿部宅	0.4
⑭	〃	増田町増田字関ノ口 64-2 地先 増田町増田字町東 102 地先	市道交点 市道交点	0.2
⑮	県道横手大森大内線	三本柳字寺田 135-3 地先 三本柳字村尻 59 地先	市道交点 市道交点	1.5

※市街地：(1)都市計画法の用途地域（第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域を除く。）

(2)市街化が促進していると市長が認める地区（市街地認定路線）

(特定用途制限地域の都市近郊型A)

4. 横手市運用例

【屋外広告物の定義関係】

Q 1 建築物の軒下に常時はり出されているテントに、事業所名等が染抜き又はペイント塗装などにより表示されている場合、当該テントは屋外広告物に該当しますか。

A テントは、元来、日除け、雨除けなどのために主として建物のひさし等に設置されるもので、その面の一部を二次的に利用して広告内容を表示した場合、その表示部分に限り屋外広告物として取り扱います。

近年、商業建築物の多くに、その企業のイメージアップを目的とした広告テントによる装飾方法が多く用いられていますが、この種のテントは明らかに屋外広告物であり、このような場合には、その全面を屋外広告物の表示面積としてとらえます。

Q 2 建築物の出入口又はファサード（正面）に設けられたシャッターに、自己の名称などを塗装で表示したとき、それは屋外広告物ですか。

また、表示面積の算出法はどうなりますか。

A シャッターの外側に表示したときは、屋外広告物となります。また、表示面積は当該文字等の外郭線内の面積となります。（詳細については、Q19を参考にして下さい。）

Q 3 建築物の窓面にカッティングシートで広告を表示したとき、それは屋外広告物ですか。

A 窓面の外側に表示したときは屋外広告物となりますが、窓面の内側に表示したときは屋外広告物に該当しません。

Q 4 店舗等のネオンサイン、壁面におけるラインなどは屋外広告物として取り扱うこととなるのでしょうか。

A 店名又は商品を表現したネオンサインや商標登録されたマーク等を形どったライン等は、その部分も屋外広告物として取扱うこととなります。単なる壁面の色はデザインとして、屋外広告物には該当しません。

ラインについては、当該ラインがデザインとして商標登録されている場合又はラインが文字部分と一体化して意味を持っている場合は、屋外広告物となります。

【許可基準関係】

Q 5 近年、様々な素材、あるいは従来と異なる利用方法の広告物が増加していますが、次のような広告物はどのように取り扱われるのでしょうか。

A 許可基準では個々の具体的な広告物の名称は規定されていませんが、その形状や設置形態により、次のように取り扱っています。

～例～

【バルーン状の恐竜や人形】

地面に定着していれば野立広告塔、建築物の屋上に固着していれば屋上広告塔、ロープ等で屋上などから浮遊している場合はアドバルーンとして取り扱います。

【営業時間のみ店舗前に掲出し、閉店後は店内に移動して保管する広告物】

立看板として取り扱います。

Q 6 コンビニエンスストアやガソリンスタンド等で見かける誘導看板はどのように取り扱われるのでしょうか。

A 誘導看板は通常設置場所が決まると、そこから移動することは極めて少ないため、地面に定着させ、建植したものと同等の意味を有すると判断します。

よって、長期間継続して同じ場所に表示するものについては、野立広告板として取り扱います。

Q 7 一基の野立広告物の掲出物件に、複数の表示主体者（広告主）が表示内容の異なる複数の広告物を表示しようとするときの許可申請の取扱いはどうなりますか。

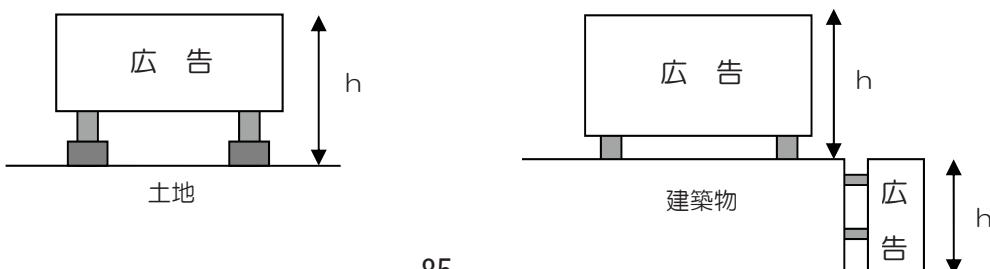
A 基本的には、設置者ごとの許可申請となります。しかし、表示面積の合計が一基の野立広告物の個別許可基準面積を満たす必要がありますので、設置者それぞれが連携を図りながら申請いただくことになります。

ただし、野立広告物の所有者が複数の広告物の表示をまとめて設置かつ管理しようとする場合は、自家広告物と認められる範囲において所有者による許可申請も可とします。

Q 8 大規模な広告物等の定義として「その高さが4mを超えるもの」とありますが、「その高さ」とはどの高さを指すのですか。

A 「その高さ」とは、屋外広告物そのものの高さを指します。そのため、野立広告物の場合は設置面から広告物本体までの高さ、突出広告物の場合は広告物本体のみの高さとなります。（図参照）

壁面広告物の場合、設置されている場所が4mを超えていても広告物自体の高さが4m未満の場合は「小規模な広告物」として扱います。



【適用除外関係】

Q 9 自家広告物は、表示面積の合計が 10 m^2 以内（禁止地域内は 5 m^2 以内）は適用除外ですが、次の(1)～(5)の場合（禁止地域以外の地域に限る。）の適用除外広告物の取扱いはどのようにになりますか。

- (1) 11 m^2 1 個の場合
- (2) 10 m^2 1 個と 1 m^2 1 個の場合
- (3) 6 m^2 1 個、 5 m^2 1 個、 3 m^2 1 個、 2 m^2 1 個の場合
- (4) 5 m^2 1 個（照明付き）、 5 m^2 1 個（照明なし）、 3 m^2 1 個、 2 m^2 1 個の場合
- (5) 5 m^2 1 個、 4 m^2 1 個、 3 m^2 1 個（照明付き）、 1 m^2 1 個、 0. 5 m^2 2 個、 0. 3 m^2 3 個の場合

A 表示される広告物により、 10 m^2 以下のものがある場合は、広告物を組み合わせ合計して 10 m^2 になるまで自家広告物として適用除外となり、それ以外の広告物について許可対象となります。 10 m^2 以上の広告物だけの場合は、適用除外はありません。

また、適用除外とする広告物の組み合わせは、手数料が最小となるよう行うこととなります。

- (1) 適用除外はありません。（ 11 m^2 1 個全体が許可対象となります。）
- (2) 10 m^2 1 個が適用除外となります。（ 1 m^2 1 個が許可対象となります。）
- (3) 5 m^2 1 個、 3 m^2 1 個、 2 m^2 1 個の合計 3 個が適用除外となります。
(6 m^2 1 個が許可対象となります。)
- (4) 5 m^2 1 個（照明付き）、 3 m^2 1 個、 2 m^2 1 個の合計 3 個が適用除外となります。
(5 m^2 1 個（照明なし）が許可対象となります。)
- (5) 4 m^2 1 個、 3 m^2 1 個（照明付き）、 1 m^2 1 個、 0. 5 m^2 2 個、 0. 3 m^2 3 個が適用除外となります。（ 5 m^2 1 個が許可対象となります。）

Q 10 建築物の壁面に、複数のテナントがそれぞれ広告物を表示しようとするとき、それが自家広告物として 10 m^2 以内（禁止地域内は 5 m^2 以内）の適用除外を受けることができますか。

A 建築物全体で、自家広告物として 10 m^2 以内（禁止地域内は 5 m^2 以内）の適用除外を受けることになりますので、それが適用除外を受けることはできません。

Q11 横手市が市有地に建てた市営○○温泉施設の案内図板の一部に表示される一般の商品又は商店名などの宣伝広告物（下図参照）は、適用除外広告物となりますか。なお、広告物表示許可申請者は横手市○○部○○課長名です。

市営○○温泉施設案内図 (適用除外)				
スポンサー名	●● スキー場			
商品名等の表示 (適用除外ではない)	○○名物 ××最中	市営○○ 温泉施設		
□□ スポーツ	ホテル △△△			

A 横手市が表示する市営○○温泉施設の案内図板は、その表示部分に限り、条例第9条第1項第2号の規定による適用除外広告物になります。

なお、同案内図の周囲に掲出するスポンサー名・商品名等を表示する広告物は、条例第9条に定める適用除外広告物とはなりません。

Q12 管理用広告物とはどういった表示のものを言いますか。

A 自己の管理する土地等に管理の必要上表示する広告物のことと言います。

表示内容及び表示方法は様々なケースが想定されますので、最終的には個別判断となります。次のは管理用広告物として取り扱います。

●管理用広告物の例

- (1) 身体障害者用の駐車スペース表示
 - (2) 駐車場の誘導案内表示
 - (3) トイレ、公衆電話等の案内表示
 - (4) 敷地内での注意表示
 - (5) 「売り地」、「○○管理地」等その土地の管理者名、連絡先等を記載した表示
 - (6) その土地又は施設の管理上必要な表示

Q13 自己の住所（敷地）内に建植された柱に、そで型看板（表示内容は自己の店名）を取り付けた場合に、突出した表示面積の一部が他人の土地の上空にはみ出したとき、そのはみ出し部分も自家広告物と認められますか。

A 自家広告物です。

この場合、許可を受けて表示する必要があるときは、当該広告物のはみ出し部分に係る土地の所有者等の承諾があったことを証する書面の写しを許可申請書に添付する必要があります。

Q14 ○○会主催の演奏会や演劇会などの開催を知らせる立看板等を、○○全会員宅に表示した場合、この立看板等は自家広告物となりますか。また、会員券（入場券）を売りさばく場所に表示した立看板等についてはどうなりますか。

A 自家広告物とは、条例第9条第3項第1号及び第2号の適用除外の規定に当てはめた場合、設問前段の「会員宅」は、一応「自己の住所」と解されますが、演奏会の開催を知らせる広告物が、自己の氏名、名称等又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するものとは認められませんので、当該広告物は自家広告物には該当しません。

ただし、営利を目的としない演奏会等で、表示又は設置期間が1月以内で基準に適合しているものである場合は、許可不要で表示又は設置が可能です。

設問後段については、自家広告物に該当し、基準に適合するものであれば許可不要で表示等が可能です。（禁止物件には表示等ができません。）

Q15 祭りの開催を知らせる宣伝ポスターは、条例第9条第3項第4号に規定する「祭典、縁日又は年中行事のため、一時的に表示する広告物」に該当しますか。

A 「祭典、縁日又は年中行事のため」とは次に掲げるものをいい、祭りの宣伝ポスターはこれに該当します。よって、許可不要で表示等が可能ですが、禁止物件には表示等ができません。

- (1)社寺、仏閣、教会等で行う祭典、法要及び説教等のためにするもの
- (2)地方の年中行事のためにするもの
- (3)上記に類するもので慣習として認められるもの

Q16 ビル工事等で工事現場の囲いなどに表示する「○○建設KK施工」の広告物は、その表示（設置）に際し許可を要しますか。また、表示期間について基準がありますか。

A 条例第9条第1項第1号に規定されているとおり、他の法令の規定によりその表示（設置）が義務づけられているものについては適用除外広告物となり、許可を受ける必要はありません。また、それ以外の広告物等であっても、当該工事期間中に限り表示するものであって、空・動物・植物・風景その他周囲の景観に調和したものを描写又は被写体とした絵画又は写真（営利を目的としないもの）、これら絵画又は写真に該当しないもので表示面積の合計が10m²以下の広告物は、許可を受ける必要がありません。

Q17 ガソリンスタンドで「セルフ」という表示がされていますが、これは法令に基づき表示されているものですか。

A 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第28条の2の5第1号で表示が義務づけられています。

他の法令により表示が義務づけられているものについては、条例第9条第1項第1号の規定により適用除外広告物となり、許可を受ける必要はありません。

また、「油種」表示についても同規則第28条の2の5第5号の規定により表示が義務づけられていることから、同様に適用除外広告物として取り扱います。

ただし、「セルフ」及び「油種」表示に店名、社標及び金額等を併記した場合は適用除外広告物として取り扱いできませんので、許可が必要です。

Q18 自己の事業所の案内図板をメイン通り沿い（他人の所有地）に建てたいと思いますが、自家広告物等として認められますか。

A 案内図板は事業所等の位置を確認させることを目的とするものなので、表示内容は案内しようとする対象物のほか、方向・距離を明示してください。

この場合において、案内図板の設置者が対象物名のほかに自己の事業もしくは営業の内容を表示する場合は、**当該面積の合計が当該案内図板の表示面積の1／2以下であれば自家広告物等（案内板）と認めます。（禁止地域にも掲出可能）**

当該面積の合計が1／2を超える場合は、自家広告物等とは認められません。（禁止地域には掲出不可）

Q19 自己の事業所に面する道路沿いに商品PR用の桃太郎旗を立てたいと思いますが、許可が必要ですか。

A 施行規則別表第3にあるとおり、自家広告物等で「はり紙・はり札・立看板・広告旗」の数が、敷地が道路に接している部分の長さ（メートル）を5で除して得た数に5を加えた数（小数点以下の端数は切り捨て）以下であれば、許可不要です。

ただし、道路に接して立看板又は広告旗を設置する場合は、相互の間隔を5メートル以上してください。

【手数料関係】

Q20 建築物又は工作物の壁面に文字又は絵画等を塗装若しくは張り付けの方法によつて表示する場合、広告物の表示面積の算出方法はどうなりますか。

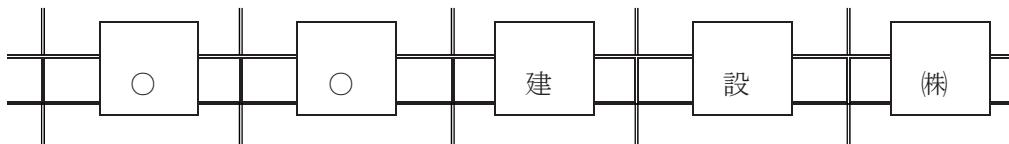
A 壁面利用の広告物については、塗装又は張り付けの区分にかかわらず、数個の文字の組合せにより1個の広告物となるものは、数個の文字の組合せを一括して外郭線で囲む四角形の面積となります。ただし、各文字の間隔が一つの文字の幅（長さ）を超える場合には、それぞれの文字の外郭線で囲む四角形の面積の合計となります。

また、イラストレーション（絵画、写真を含む。）又はイラストレーションと文字の組合せからなる広告物については、文字及び絵画をまとめた部分の外郭線で囲まれる四角形の面積となります。なお、スチール板等に焼き付け塗装などを行った広告物が壁面に設置されている場合は、そのスチール板の全面積が表示面積となります。

Q21 一基の野立広告物の掲出物件に、表示内容が異なる2個以上の広告物が表示されており、その広告物の表示主体者が同一である場合の表示面積の取扱いはどのようになりますか。

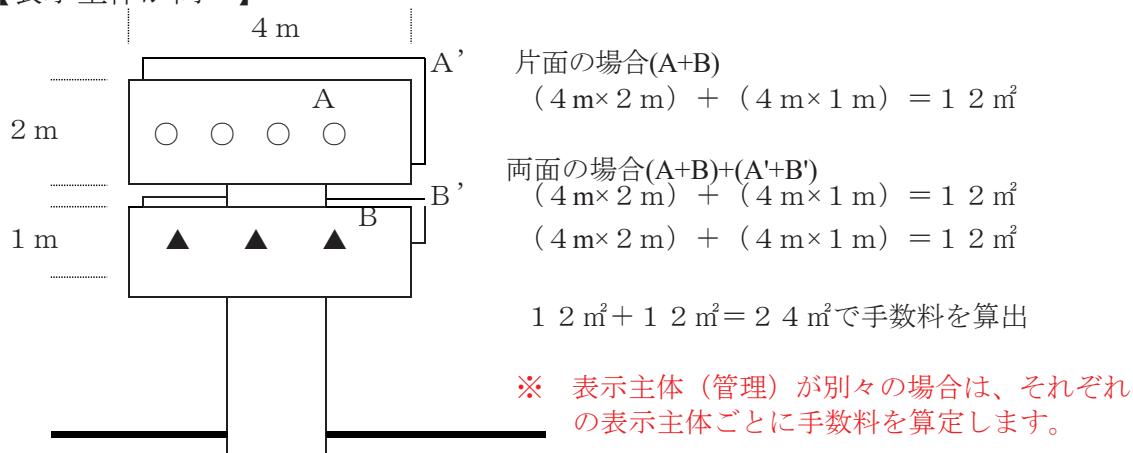
A 同一の表示主体が一つの掲出物件に複数の広告物を掲出する場合、当該広告物の表示面積の合計面積により手数料を算定します。表示が両面であるときは、各面の表示面積の合計により手数料を算定します。（図参照）

【各面積 1 m²】



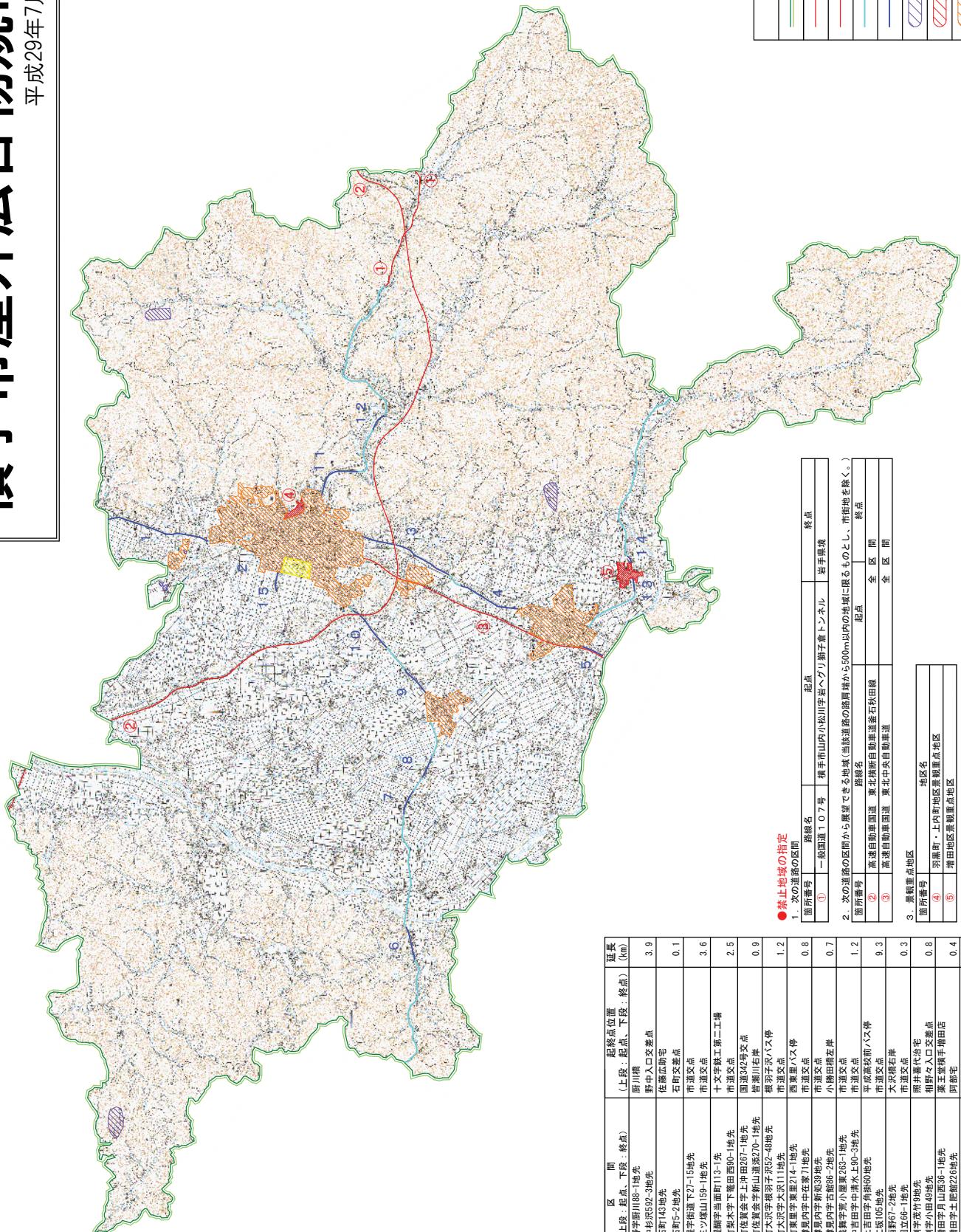
この場合、5枚まとめて○○建設（株）名を表示した一個の広告物でこの表示面積は、5 m²となります。

【表示主体が同一】



横手市屋外広告物規制図

平成29年7月1日現在



●屋外広告物市街地認定路線

路線番号	路線名	区間(上段:起点・下段:終点)	起終点位置	延長(km)
1	一般国道13号	金沢中野字原川68-1地先 杉沢字北林沢152-3地先	原川橋 野中入口交差点	3.9
2	"	八幡字西町143地先	佐藤広助宅	0.1
3	"	八幡字白町5-2地先	石野交差点	
4	"	湯沢大字街道下27-15地先	市道交点	
5	"	外目字・ソ原山159-1地先	外目字・ソ原山159-1地先	3.6
6	"	平能町龍野字当面町13-1先	市道交点	2.5
7	"	十文字町美木下毫田西0-1地先	市道交点	2.5
8	"	十文字町佐賀会字上沖田67-1地先	国道342号交点	0.9
9	"	十文字町佐賀会字新山内添270-1地先	板瀬川右岸	0.9
10	"	越物町原大字字堤52-48地先	根羽子況バス停	
11	"	越物町原大字字大沢111地先	市道交点	
12	"	越物町原大字字里21-1地先	西葉里八丈入	
13	"	平能町梅原内字中在家1地先	市道交点	
14	"	平能町梅原内字新見39地先	市道交点	
15	"	平能町梅原内字古館66-2地先	小勝田橋左岸	0.7
16	"	平能町大字没舞字小屋裏63-1地先	市道交点	
17	"	平能町大字吉田字中清水2-90-1地先	市道交点	
18	"	平能町上吉田字角折40地先	平成高校前バス停	1.2
19	"	高坂字平105地先	市道交点	0.8
20	"	大只字豊野67-2地先	大沢橋右岸	0.8
21	"	山内字大字66-1地先	市道交点	0.3
22	"	山内字湧水竹39地先	照井喜代宅	0.3
23	"	山内字湧水小田字月山西36-1地先	相野々入交差点	0.8
24	"	増田字御田字角折40地先	東玉堂旅館・土增田地区景観重点地区	0.4
25	"	増田字御田字角折40地先	河船宅	0.4
26	"	増田字御田字肥館22地先	市道交点	0.2
27	"	増田字御田字東02地先	増田地区景観重点地区	0.2
28	"	三本柳寺寺田字35-3地先	市道交点	1.5
29	"	三本柳寺寺田字59地先	市道交点	

●禁止地域の指定

1. 次の道路の区間	路線名	起点	終点
1	一般国道10号	横手市山内小松川字岩ノリ獺子倉トンネル	岩手県境
2	次の道路の区間から巻き戻すものとのし、市街地を除く。自然環境保全地域	当該道路の路線名	起点
3	高速自動車国道 東北自動車道	東北自動車道	终点
4	高速自動車国道 東北中央自動車道	東北中央自動車道	终点
5	高速自動車国道 全区間	全 区 間	全 区 間
6	3. 景観重点地区	3. 景観重点地区	
7	施設番号	施設番号	
8	① 一般国道10号	横手市山内小松川字岩ノリ獺子倉トンネル	岩手県境
9	② 次の道路の区間から巻き戻すものとのし、市街地を除く。	当該道路の路線名	起点
10	② 高速自動車国道 東北自動車道	東北自動車道	终点
11	③ 高速自動車国道 東北中央自動車道	東北中央自動車道	终点
12	4. 景観重点地区	4. 景観重点地区	
13	5. 増田地区景観重点地区	増田地区景観重点地区	

●禁止物件の指定

市道横手環状線のうち、市道中央線交点から終点に至るまでの区間に存する電柱、街灯その他電柱の類で、その表面に木に擬した加工を施したもの、

【問い合わせ先】

横手市建設部都市計画課 計画係

(〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号

TEL:0182-32-2408、FAX:0182-32-4024)

<http://www.city.yokote.lg.jp>

E-mail toshikeikaku@city.yokote.lg.jp